資料２

第２次清須市男女共同参画プラン
中間見直し

〈骨子案〉

2026（令和８）年10月

愛知県清須市

はじめに

目　次

第１章　プランの策定にあたって 1
１　プラン策定の趣旨 2
２　第２次プラン推進中の主な動き 3
３　プランの期間 6
４　プランの位置づけ 7
（１）プランの根拠法 7
（２）他計画との関連 7
（３）ＳＤＧｓと清須市の取り組みについて 8
５　プランの策定体制 9
（１）男女共同参画に関する市民意識調査の実施 9
（２）計画の評価・見直し 9
（３）各会議等の開催 9
（４）パブリックコメント 9
第２章　清須市の現状と課題 11
１　統計に基づく清須市の現状 12
（１）人口の状況 12
（２）世帯状況 14
（３）婚姻・出生の状況 15
（４）就労状況 17
（５）女性の参画状況 19
２　男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要 20
３　現行計画の成果目標及び活動目標の達成状況と評価 38
４　課題のまとめ 40
第３章　プランの基本的な考え方 43
１　プランの基本理念 44
２　プランの基本目標 45
３　施策の体系 46
第４章　施策の展開 47
基本目標１　人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり 47
基本目標２　政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大 47
基本目標３　家庭や地域社会における男女共同参画の拡大 47
基本目標４　男女がともに働きやすい就業環境の実現 47
基本目標５　福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり 47
基本目標６　あらゆる暴力の根絶 47
第５章　プランの推進体制 48
１　連携・協働によるプランの推進 48
２　プランの進捗管理 48
資料編 49

第1章

プランの策定にあたって

1　プラン策定の趣旨

1999（平成11）年６月に施行された「男女共同参画社会基本法」における、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国の最重要課題の１つ」として位置づけられています。

少子高齢化や人口減少、人々の生活スタイルや価値観の多様化、地域社会の変化、社会経済情勢のグローバル化など、社会や経済が大きく変動する中、多様性に富んだ活力ある社会を形成していくためには、一人ひとりが、互いに人権を尊重し、多様性を認め、性別にかかわりなく、家庭、職場、地域などそれぞれの場面において、その個性と能力を十分に発揮することが重要です。

しかし、我が国の女性の参画状況は進んでいる分野はあるものの、進展が未だ十分ではないとされています。2026（令和８）年に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）」では、諸外国と比較した順位が148か国中117位となり、主に政治分野、経済分野の進捗が遅れている結果となり、引き続き、より一層の取り組みが求められています。

このような中、我が国においては2022（令和４）年５月の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立や2023（令和５）年６月の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の成立、ＤＶ防止法や育児・介護休業法の改正など、さまざまな法整備により男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。さらに、2026（令和８）年３月には「第６次男女共同参画基本計画」が策定され、近年の社会構造の変化や就業・生活の在り方、人々の意識・価値観の変化、テクノロジーの急速な進展等を踏まえた取り組むべき事項が示されています。

清須市（以下「本市」という。）では、男女共同参画社会基本法の趣旨、国や県の計画の趣旨を踏まえ、2022（令和４）年３月に「第２次清須市男女共同参画プラン」（以下「第２次プラン」という。）を策定し、男女共同参画にかかるさまざまな取り組みを進めてきました。

このたび、第２次プランの策定から５年が経過することから、引き続き男女共同参画社会の実現に向けて取り組むため、近年の社会情勢や本市における課題、プランの進捗状況を踏まえた見直しを行います。

２　第２次プラン推進中の主な動き

2022（令和４）年３月に策定した第２次プランの推進期間中における国内の主な動きは以下のようになっています。特に 2026（令和８）年３月の「第６次男女共同参画基本計画」は、我が国の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画として策定されています。

■ 第２次プラン推進期間中の主な国内の動き

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の改正

2015（平成 27）年８月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。改正により、2022（令和４）年４月から、一般事業主行動計画の策定・公表義務の対象が、常用労働者数が「301 人以上」から「101 人以上」の事業主に拡大され、2025（令和７）年６月には、基本原則に女性の健康上の特性への留意が明記されました。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

2022（令和４）年５月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が成立しました。女性は日常生活を営む上で女性であることによりさまざまな問題に直面することが多いため、こうした現状を改善し、人権が尊重され、女性が安心して自立して暮らせる社会の実現を目的として福祉のさらなる推進を図るとしています。

○こども基本法

「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、2022（令和４）年６月に成立しました。これに基づき 2023（令和５）年 12 月に策定された「こども大綱」ではこども・若者の可能性を広げていくためのジェンダー・ギャップの解消や共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大などの取り組みが位置づけられています。

○刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

2023（令和５）年６月の「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」により、性犯罪の実態に即して、性犯罪に適切に対処するとともに、被害者の権利・利益をより適切に保護することを目的とした改正がなされました。

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

2023（令和５）年６月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立しました。性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することとしています。

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

2001（平成13）年４月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を目的として配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）が成立しました。2023（令和５）年５月の改正により、保護命令の対象に精神的暴力が含まれるようになったほか接近禁止命令等の期間の延長等、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正

2024（令和６）年５月の改正により、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などが変更となりました。

○第６次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、国は2026（令和８）年３月に「第６次男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画では、次の４つの「目指すべき社会」を掲げ、その実現を通じて男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の改正

2026（令和８）年10月の改正により、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を講じることが義務づけられ、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務を明確化することが定められました。

■ 第６次男女共同参画基本計画の概要【基本的な方針】

【基本的な方針】

１　男女共同参画基本計画の目指すべき社会

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

２　社会情勢の現状、予想される環境変化

・社会構造の動向・変化（人口減少、世帯構成の変化等／就業・生活の在り方／ビジネス・地域経営の動向・変化）
・意識・価値観の動向・変化
・テクノロジーの急速な進展・進化
・安全・安心に影響を与える様々な要因
・国際的な潮流

３　６次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等

① 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。その基盤として、両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、ＤＸによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングの促進。

② 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標の達成と、その先の、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第２条第２号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）50 も含め、人材登用・育成を強化する必要。

③ 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりを後押しするため、都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画の推進。

④ テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進を車の両輪として進め、ジェンダード・イノベーションを推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全･安心な利用環境の整備に取り組む必要。

⑤ 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。

⑥ 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。

⑦ 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。

⑧ 税制や社会保障制度を始めとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。

【政策編】

Ⅰ．男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

第１分野　ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

第２分野　あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

第３分野　女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

第４分野　生涯を通じた男女の健康への支援

第５分野　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
第６分野　ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
第７分野　男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
第８分野　防災・復興における男女共同参画の推進
II．男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
第９分野　地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
第 10 分野　男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
第 11 分野　教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
第 12 分野　男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
III．男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

3　プランの期間

第２次プランの計画期間は、2022（令和４）年度から 2031（令和 13）年度までの 10 年間です。2026（令和８）年度にプランの中間見直しを行います。ただし、国内外の社会情勢の変化や法制度等の改正等により、必要に応じてプランの見直しを行うものとします。

■ 計画期間

計画名＼年度	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13
第２次 清須市男女共同参画プラン						中間見直し版				

４　プランの位置づけ

（１）プランの根拠法

第２次プランは、「男女共同参画社会基本法」の第 14 条第３項に基づき、清須市において男女共同参画社会の実現をめざす計画です。

また、第２次プランでは、「ＤＶ防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」の第２条の３第３項に基づく「市町村基本計画」を基本目標６に、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の第６条第２項に基づく「市町村推進計画」を基本目標２及び基本目標４に位置づけ、施策を展開します。

中間見直しでは「女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）」第８条第３項に基づく「市町村基本計画」を第２次プランに包含します。

（２）他計画との関連

第２次プランは、「清須市総合計画」を上位計画とする部門別計画であり、関連する本市の各部門別計画との整合を図り連携し、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するものです。

■ 他計画との連携イメージ

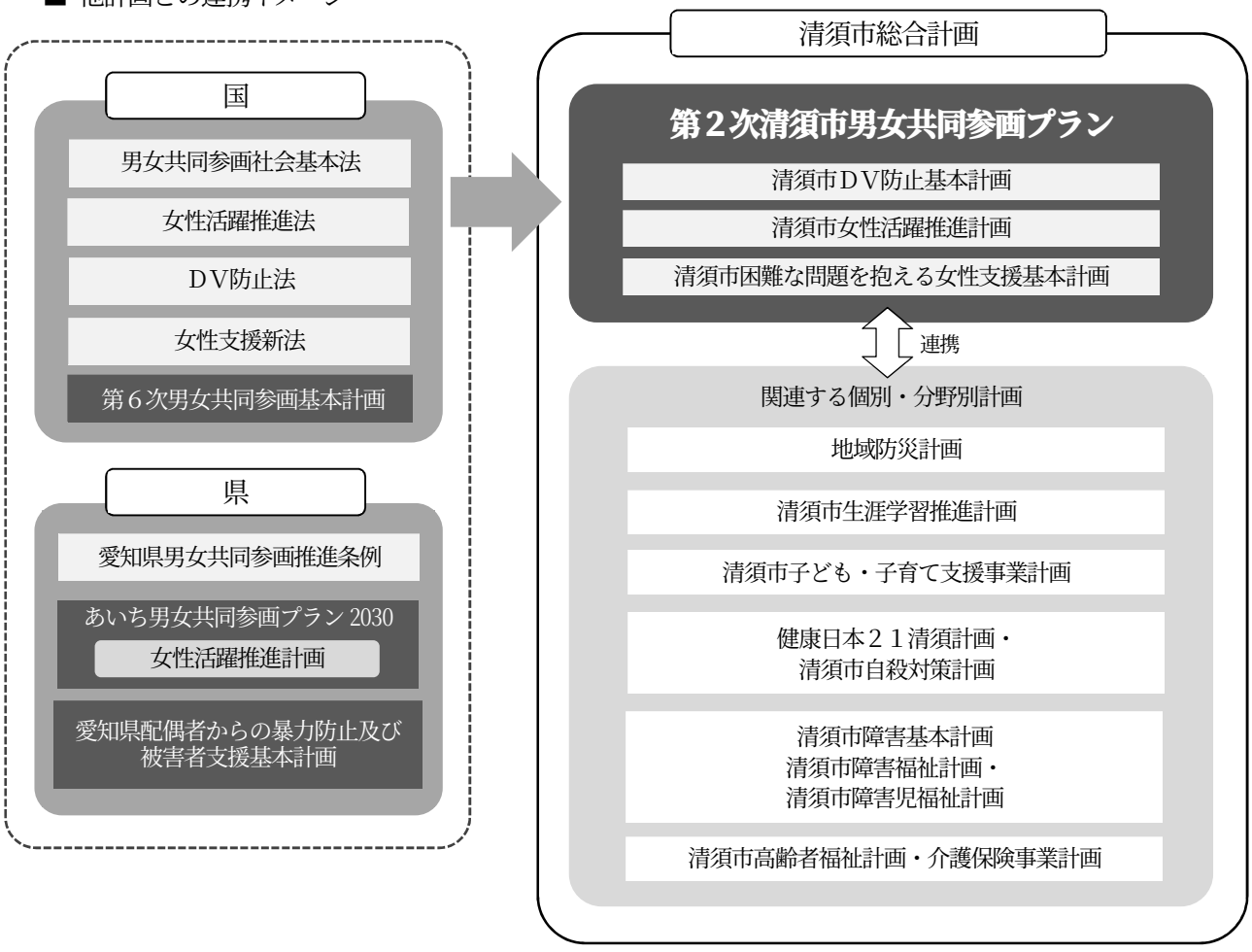

（3）ＳＤＧｓと清須市の取り組みについて

ＳＤＧｓとは、2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

ＳＤＧｓでは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざし、17 の国際目標と 169 のターゲットが掲げられています。17 の目標のうち目標５では「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられ、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）平等の実現と女性（女児）のエンパワーメント（能力強化）をめざしています。



我が国においては、ＳＤＧｓを推進するための基盤整備として、2016（平成 28）年に「ＳＤＧｓ推進本部」が設置されました。同年 12 月には今後の取り組みの指針となる「ＳＤＧｓ実施指針」が決定され、その後 2019（令和元）年と 2023（令和５）年に実施指針が改定されました。

ＳＤＧｓの考え方は第２次プランのめざすべき姿にあてはまるものであるため、第２次プランに掲げる施策の推進にあたってはＳＤＧｓの目標を意識して取り組み、男女共同参画社会の実現をめざします。

■ ＳＤＧｓ17の国際目標



５　プランの策定体制

（１）男女共同参画に関する市民意識調査の実施

第２次プランの中間見直しにあたり、本市に在住する市民の男女共同参画に関する意見・実態を把握し、プランの基礎資料とするために、2026（令和８）年７月に「清須市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）を実施しました。

（２）計画の評価・見直し

第２次プランでは、プランの実効性を高め、着実にプランを推進するために、各年度における施策、事業の進捗状況の把握、点検、評価を行い、清須市男女共同参画推進懇話会にて報告し、事業方針や内容の改善を図ってきました。策定から５年が経過し、施策・事業評価を踏まえて、プラン全体の見直しを行いました。

（３）各会議等の開催

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを一層推進するために、学識経験者、関係団体等の代表者から構成される「清須市男女共同参画推進懇話会」を開催し、専門的な知見や意見交換など、第２次プランの中間見直しについての審議・検討を行いました。

（４）パブリックコメント

第２次プランの中間見直しに対する市民の意見を広く聴取するために、パブリックコメントを実施しました。●●（令和●）年●月●日～●●（令和●）年●月●日にかけて、市内●か所の公共施設などに第２次プラン見直し案の閲覧場所を設置し、また、市のホームページにおいても第２次プラン見直し案を公表し、意見を募りました。

第 2 章

清須市の現状と課題

1　統計に基づく清須市の現状

（1）人口の状況

本市の 2026（令和８）年 10 月１日現在の総人口は 69,144 人となっています。また、年齢階級別にみると、2020（令和２）年以降で０～15 歳未満人口が減少しています。

また、年齢階級別構成比の推移をみると、０～15 歳未満人口が減少傾向、15～65 歳未満人口が増加傾向、65 歳以上人口は横ばいで推移しています。

■ 総人口と年齢階級別人口の推移（年齢３区分別）

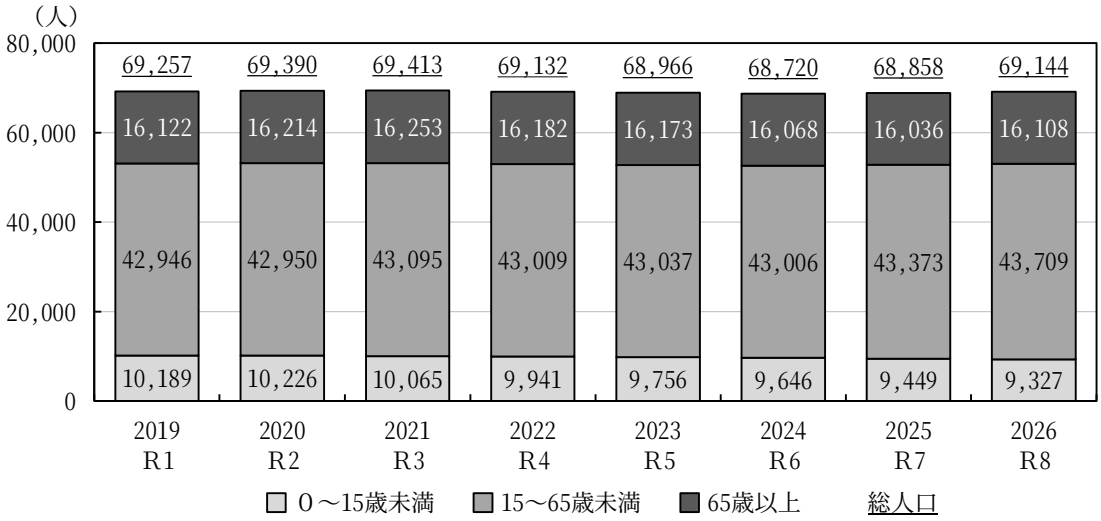

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

■ 年齢階級別構成比の推移（年齢３区分別）

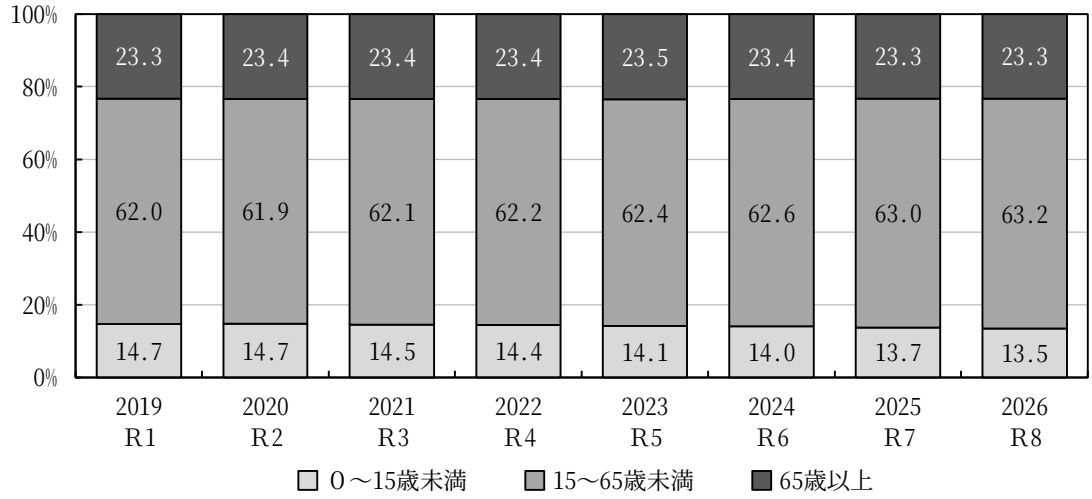

資料：住民基本台帳（各年10月１日現在）

2026（令和８）年 10 月１日現在の男女別人口ピラミッドをみると、40～50 歳代と、団塊の世代を含む 75～79 歳の人口が多くなっています。また、65 歳以上のすべての年齢において、女性の人口が男性の人口を上回っています。

■ 男女別人口ピラミッド（2026（令和８）年10月１日現在）

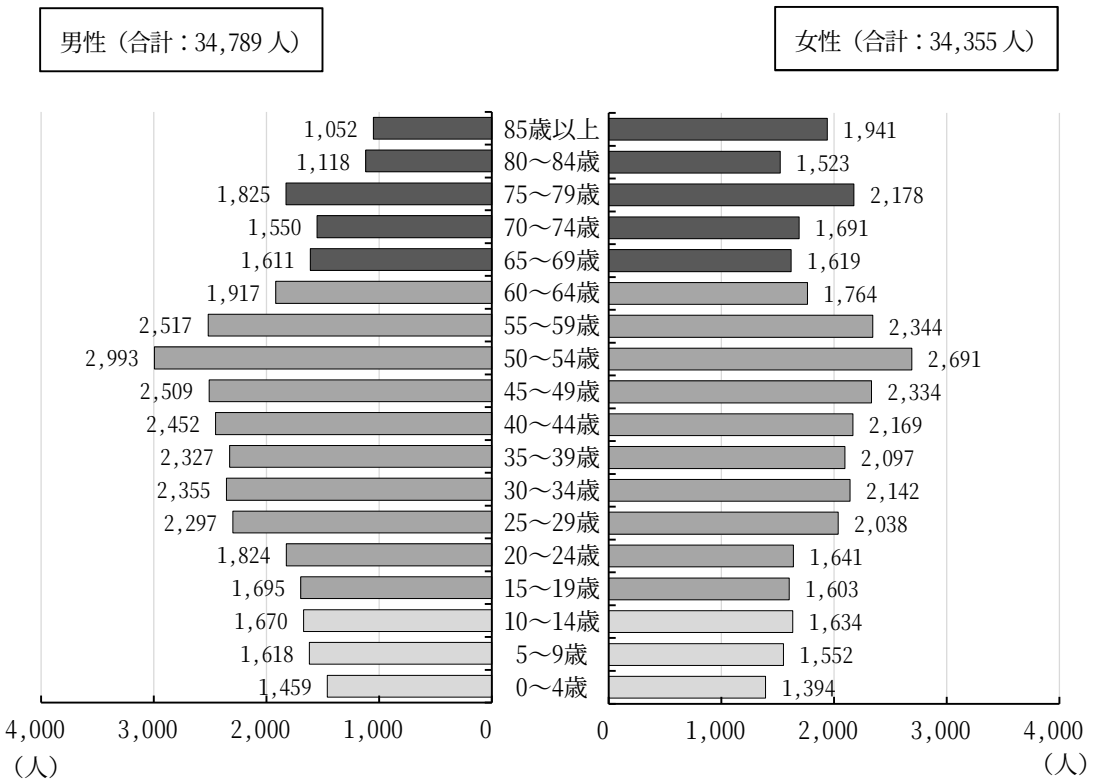

資料：住民基本台帳（2026（令和８）年10月１日現在）

（2）世帯状況

一般世帯数の推移をみると、2005（平成17）年から増加しており、2025（令和７）年では29,548世帯となっています。一方、１世帯あたりの人員数は年々減少し、2025（令和７年）には2.3人となっています。

家族類型別世帯割合の推移をみると、各年いずれも核家族世帯の割合は５～６割台となっており、最も高くなっています。一方、その他世帯の割合は減少傾向にありますが、単独世帯の割合は増加傾向で推移しています。

■ 一般世帯数・１世帯あたり人員数の推移

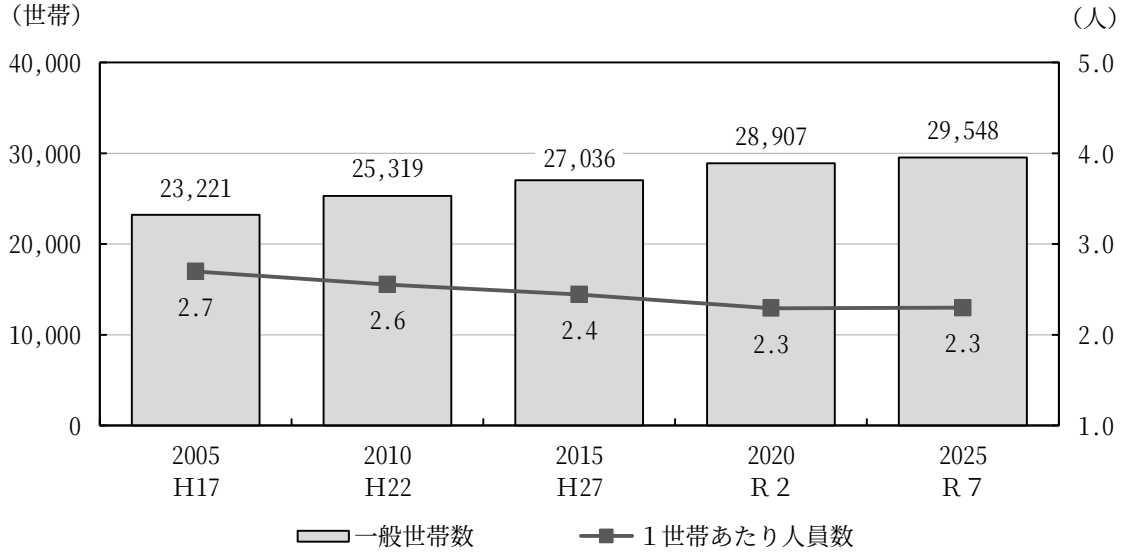

資料：国勢調査

■ 家族類型別世帯割合の推移

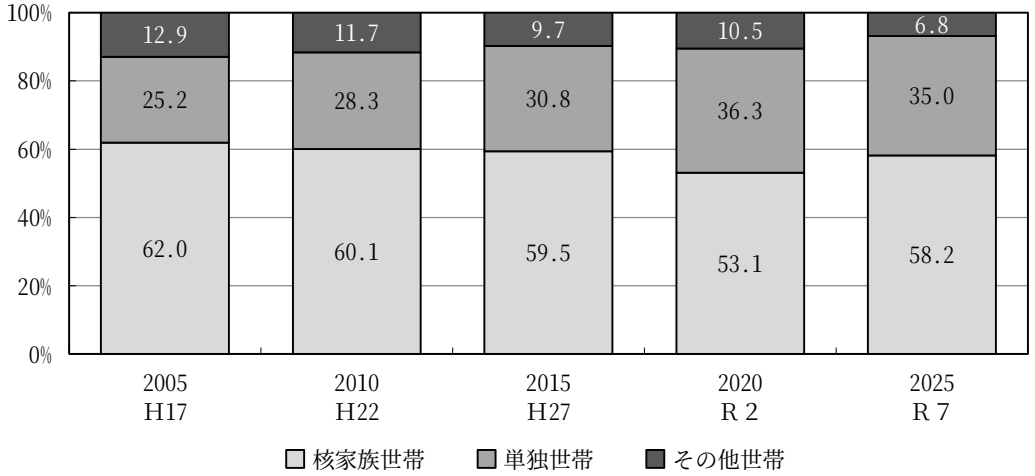

※世帯類型別「不詳」を除いて算出

資料：国勢調査

（３）婚姻・出生の状況

未婚率の推移をみると、2025（令和７）年では、2020（令和２）年と比較して、男女ともに 20～40 代では低下傾向にあり、50～70 代では増加しています。

■ 女性の未婚率

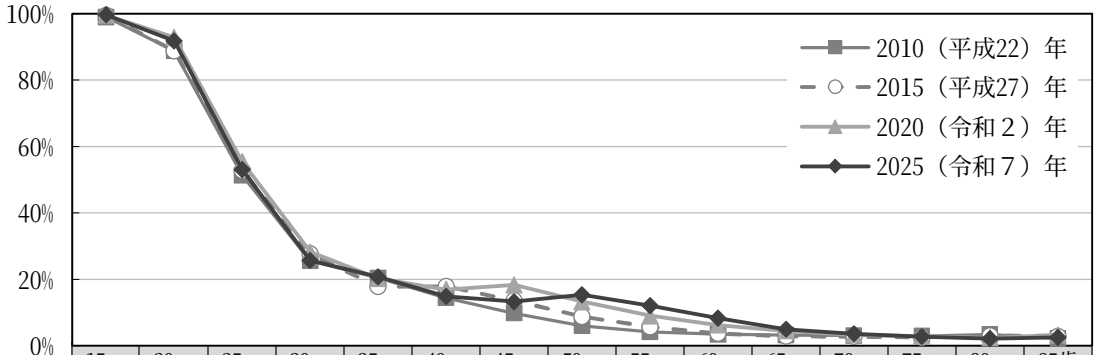

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
2010 H22	99.0	88.8	51.3	25.6	20.4	14.4	9.8	6.0	4.1	3.5	3.2	3.3	3.1	3.9	2.4
2015 H27	99.4	88.5	52.8	27.4	17.6	17.7	13.6	8.8	5.6	3.7	2.8	2.8	2.5	3.1	2.9
2020 R２	99.6	92.3	51.0	25.8	17.6	15.1	16.5	12.0	8.1	5.4	3.6	2.7	2.4	2.0	2.8
2025 R７	99.7	91.8	53.0	25.7	20.8	14.9	13.3	15.4	12.1	8.3	5.0	3.6	2.8	2.1	2.5

資料：国勢調査

■ 男性の未婚率

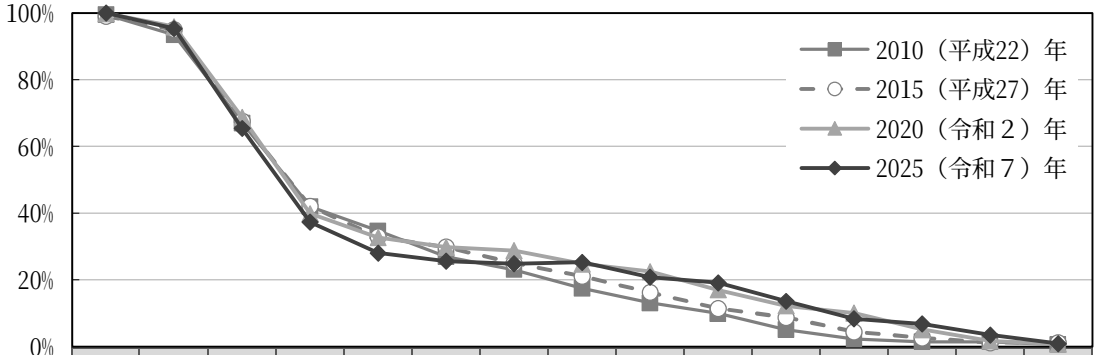

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
2010 H22	99.5	94.0	67.0	41.9	34.7	26.9	23.0	17.4	13.3	10.0	5.2	2.3	1.4	1.7	0.8
2015 H27	98.8	94.4	66.9	41.7	32.3	29.6	24.8	20.9	16.0	11.3	8.7	4.4	2.6	1.2	1.2
2020 R２	99.8	95.9	65.1	36.8	29.4	27.2	26.5	22.4	19.2	13.6	9.6	7.4	3.7	1.1	0.6
2025 R７	99.9	95.3	65.3	37.3	28.1	25.6	24.9	25.3	20.8	19.2	13.6	8.3	6.8	3.5	0.9

資料：国勢調査

出生数・出生率（人口千対）の推移をみると、本市では 2021（令和３）年以降で出生数・出生率ともに減少しており、2024（令和６）年の出生数は 570 人、出生率は 8.5 となっています。

全国、愛知県の出生率と比較をすると、いずれの年も全国、愛知県よりも高い数値で推移しています。

■ 出生数・出生率（人口千対）の推移

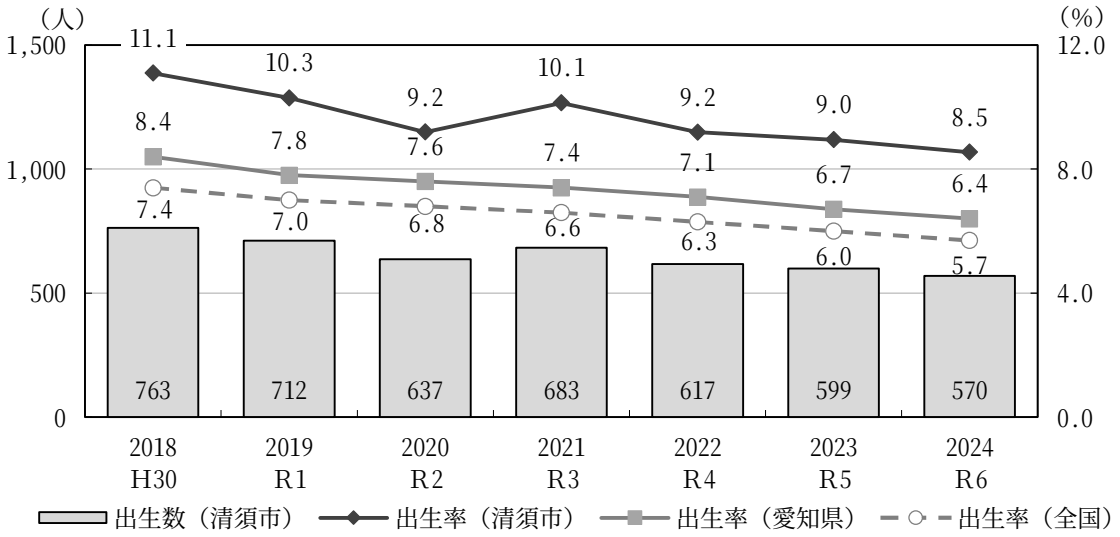

資料：[全国]「令和６年（2024）人口動態統計（確定数）の概況」
[愛知県、清須市]各年「愛知県衛生年報」

（４）就労状況

国勢調査の「就業等基本集計」は令和９年３月までに公表予定のため、見直し中の最新データは現行計画と変わらず令和２年国勢調査が最新となります。

女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、20 代後半から 30 代後半にかけて、出産や育児等のために仕事を中断する女性が多いことを示す「M字カーブ」を描いています。

すべての年において、20 代後半の労働力率は高くなっており、30 代前半で低下し、30 代後半から 40 代前半にかけて再び増加、50 代前半以降低下する傾向となっています。

また、15～19 歳までの労働力率は低下しており、女性の高等教育、大学進学率の影響がうかがえます。

■ 女性の年齢階級別労働力率の推移

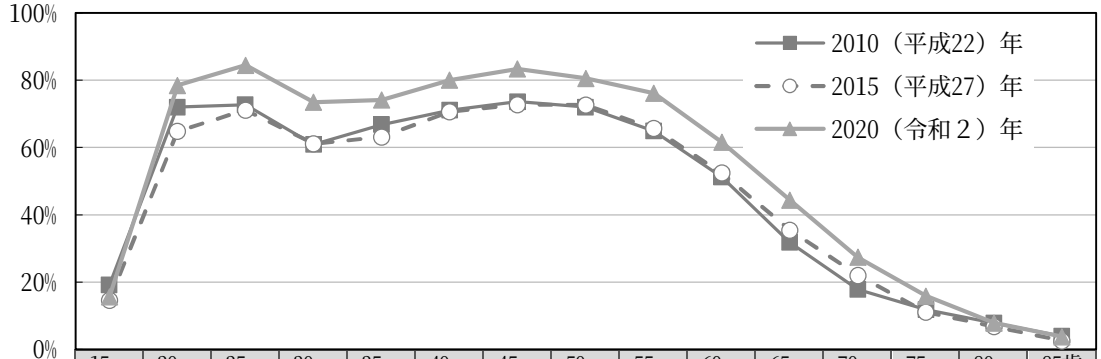

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
2010 H22	19.2	72.0	72.7	60.9	66.8	71.1	73.6	72.0	64.9	51.2	31.8	17.8	11.8	7.8	3.9
2015 H27	14.6	64.8	71.1	61.1	63.1	70.6	72.7	72.6	65.6	52.4	35.4	22.0	11.1	6.8	2.6
2020 R２	15.7	78.4	84.4	73.4	74.1	80.0	83.3	80.5	76.1	61.6	44.4	27.4	15.9	7.9	3.8

単位：%

資料：国勢調査

産業分類別男女比をみると、第２次産業では男性の就業者が約７割を占め、女性の就業者は約３割と他の産業分類よりも低い割合となっています。

■ 産業分類別男女比（2020（令和２）年）

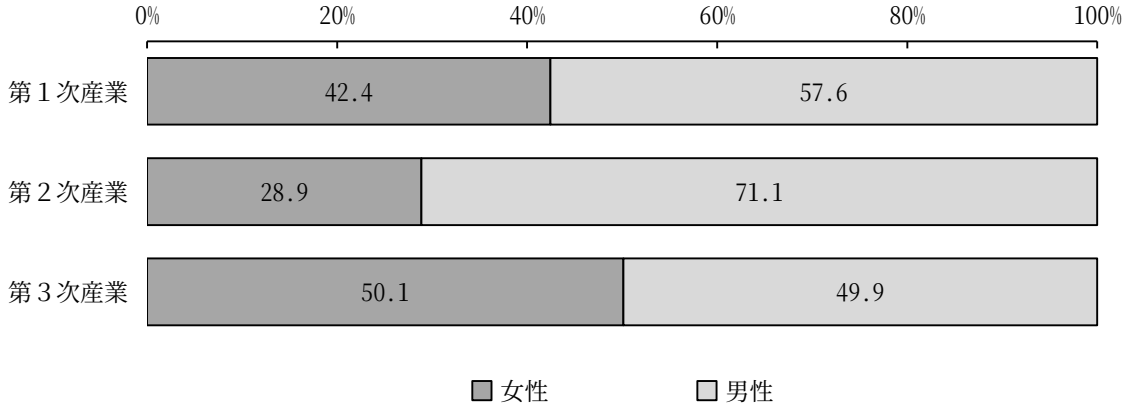

資料：国勢調査（2020（令和２）年）

男女別雇用者の雇用形態の状況をみると、女性では「パート・アルバイト・その他」が 44.9%と最も高くなっています。一方、男性では「正規の職員・従業員（役員含む）」が 76.3%と最も高く、「パート・アルバイト・その他」は 11.4%となっています。

■ 男女別雇用者の雇用形態の状況（2020（令和２）年）

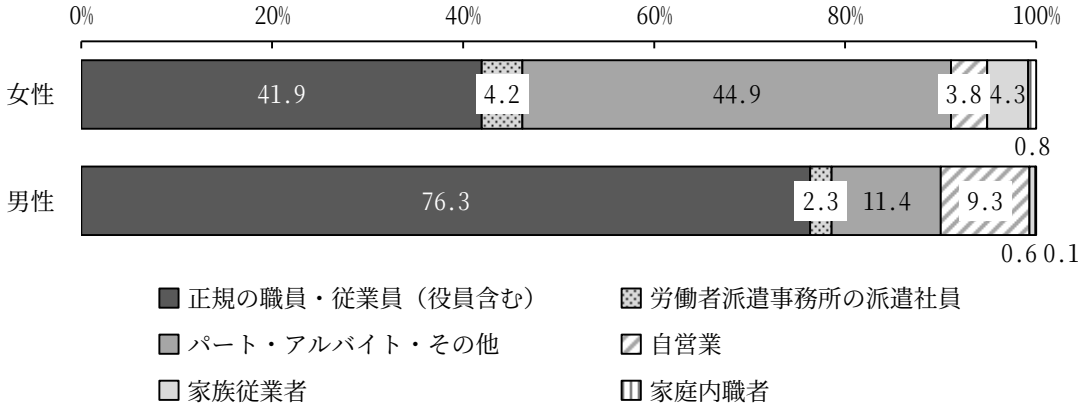

※自営業主は「雇人のある業主」と「雇人のない業主」の合計。
※家族従業者とは、農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族。
※家庭内職者とは、家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人。

資料：資料：国勢調査（2020（令和２）年）

（５）女性の参画状況

審議会等に占める女性委員の割合の推移をみると、2021（令和３）年以降で増加しており、2025 年（令和７）年では 41.7%となっています。また、2023（令和５）年以降で愛知県より高く推移しています。

■ 審議会等に占める女性委員の割合の推移

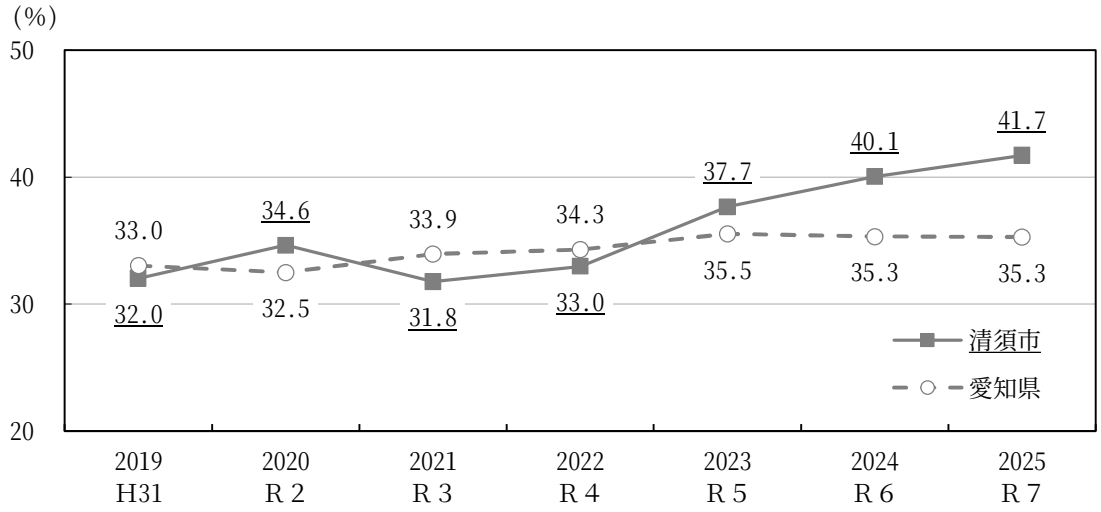

資料：［清須市］生涯学習課（各年４月１日現在）
［愛知県］「あいちの男女共同参画年次報告書」（各年４月１日現在）

市職員における女性管理職登用率の推移をみると、増加傾向にあり、2025（令和７）年では19.8%となっています。

■ 市職員における女性管理職登用率

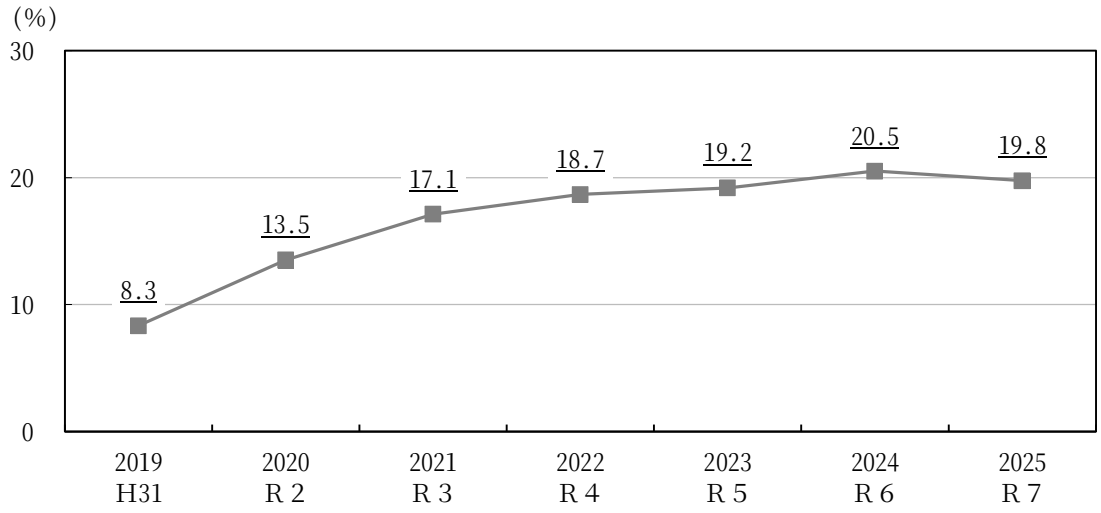

資料：生涯学習課（各年４月１日現在）

2　男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要

第２次プランの見直しにあたり、満 18 歳以上の市民を対象に、男女共同参画に対する意見や実態を把握し、プラン策定の基礎資料とするとともに、今後の本市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的として、市民意識調査を実施しました。

■ 調査の概要

調査対象者	2026（令和８）年７月１日現在、清須市に居住する満18歳以上の市民2,000人を無作為抽出
調査手法	郵送配布、郵送またはＷＥＢ回答
調査期間	2026（令和８）年７月23日～８月10日
回収率	36.1%　（回収数　721件）

【調査結果の見方】

- グラフ中の「n」とは、number of casesの略で、各設問に該当する回答者総数を表します。したがって、各選択肢の%に「n」を乗じることで、その選択肢の回答者が計算できます。
- グラフ中の「%」は、小数点第２位以下を四捨五入しているため、単数回答の設問（１つだけに○をつけるもの）であっても、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の設問の場合（あてはまるものすべてに○をつけるもの等）は、「n」に対する各選択肢の回答者数の割合を示します。
- 経年比較グラフで使用している「Ｒ３調査」とは、2021（令和３）年度に清須市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の調査結果を指します。また、「Ｒ８調査」は今回実施した調査結果を指します。
- 県・国比較グラフで使用している「県調査」は、2024（令和６）年度に愛知県が実施した「男女共同参画意識に関する調査」の調査結果を指し、「国調査」は、2024（令和６）年度に内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」の調査結果を指します。また、「市調査」は今回実施した調査結果を指します。
- 男女別クロス集計（単数回答のみ）については、設問項目と属性項目（性別）間の統計的な関係（独立性）の有無を確認するため、カイ二乗検定を用いて、分析を行いました。カイ二乗検定を行う上での条件、報告書への記載方法は以下のとおりです。

① 本調査では、有意水準を５%とする。（p値が0.05未満なら有意差あり）

② 検定結果の記載方法は、該当するグラフ下に以下のとおり結果を記載する。

＊有意な差が認められた場合（例：男性と女性の回答比率に「差がある」）は、「※カイ二乗検定の結果、○%水準で有意。」と記載する。記載する有意水準は、５%水準＝「p＜0.05」、１%水準＝「p＜0.01」、0.1%水準＝「p＜0.001」とする。

＊今回の標本数では有意な差が認められない場合は、「※カイ二乗検定の結果、非有意。」と記載する。

＊検定結果において、5.0未満の期待度数が全体の20%以上であり検定不能となった場合は、「※カイ二乗検定の結果、判定不能。」と記載する。

（1）男女共同参画に関する意識について

①　各分野の男女平等意識

男女間の平等意識は、全体で〈家庭生活〉〈職場〉〈政治の場〉〈法律や制度の上〉〈社会通念・習慣・しきたりなど〉〈社会全体として〉では『男性優遇』が、〈学校教育の場〉〈地域活動の場〉では、「平等である」がそれぞれ最も高くなっています。

＊『男性優遇』＝「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた割合
『女性優遇』＝「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせた割合

■ 各分野の男女平等意識①

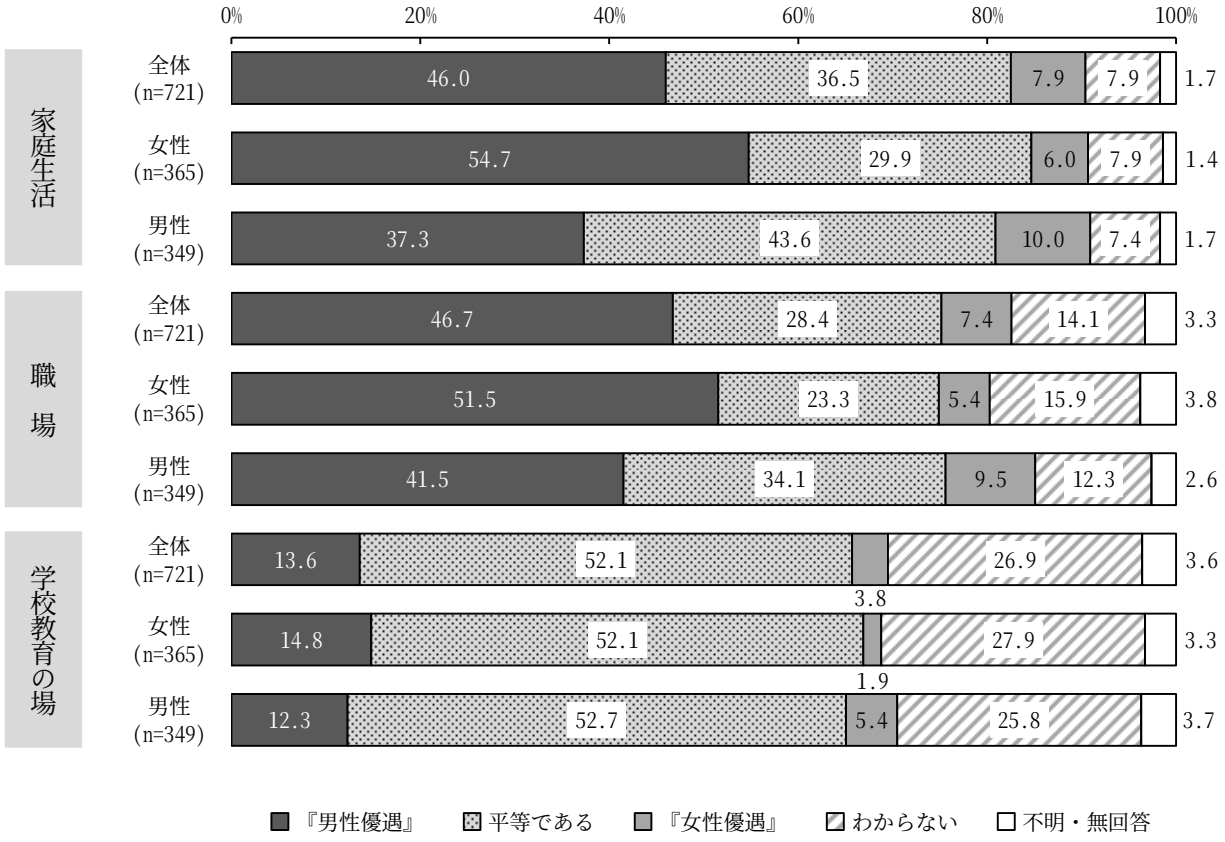

※【性別】カイ二乗検定の結果、〈家庭生活〉〈職場〉は0.1%水準で有意。〈学校教育の場〉は有意。

■ 各分野の男女平等意識②

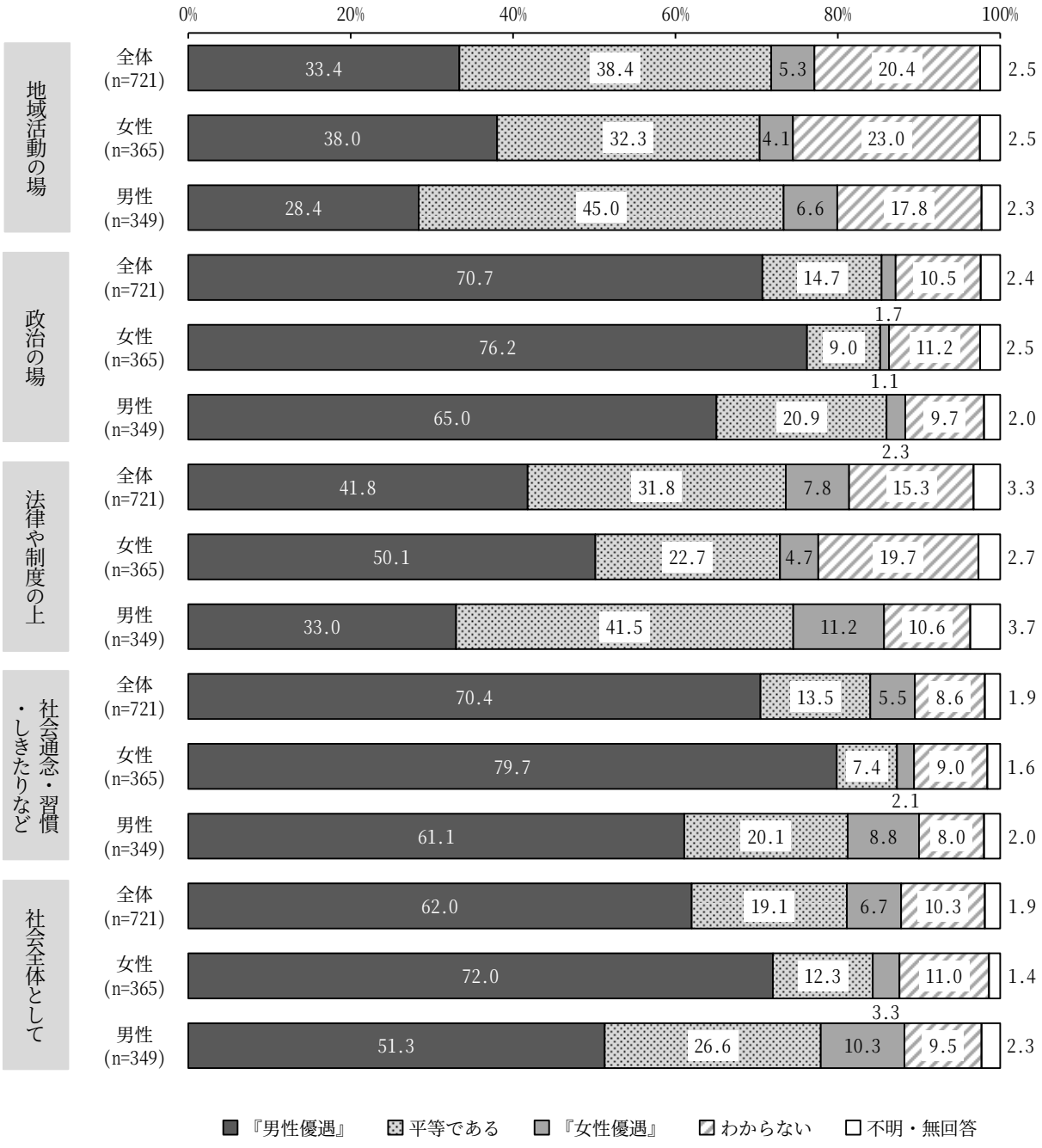

※【性別】カイ二乗検定の結果、〈地域活動の場〉は１%水準、〈政治の場〉〈法律や制度の上〉〈社会通念・習慣・しきたりなど〉〈社会全体として〉は0.1%水準で有意。

②　男女平等意識の経年比較

Ｒ３調査と比較すると、Ｒ８調査では、いずれの分野でも「平等である」は高く、『男性優遇』は低くなっています。中でも、「平等である」は〈法律や制度の上〉で7.1ポイント、〈政治の場〉で6.1ポイント、それぞれ高くなっています。

■ 男女平等意識の経年比較

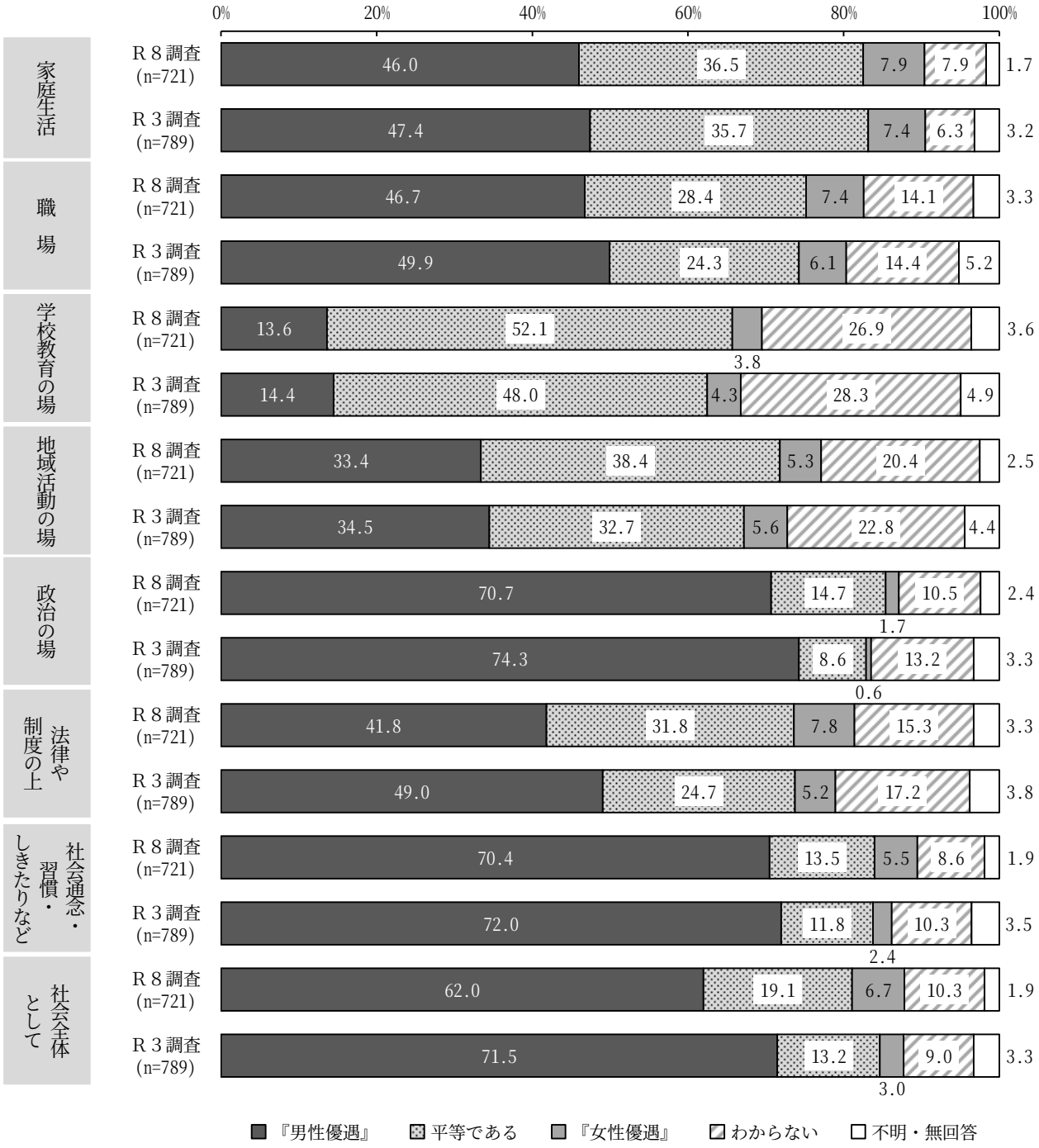

③　男女の役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方については、全体で『賛成』が35.9%、『反対』が61.2%となっています。

性別でみると、『賛成』が男性で41.0%と、女性と比べて10.6ポイント高くなっています。

年代別でみると、20代以下～70代で『反対』が５割を超えており、50代で他の年代に比べて高くなっています。

＊『賛成』＝「賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせた割合
　『反対』＝「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合

■　『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という考え方

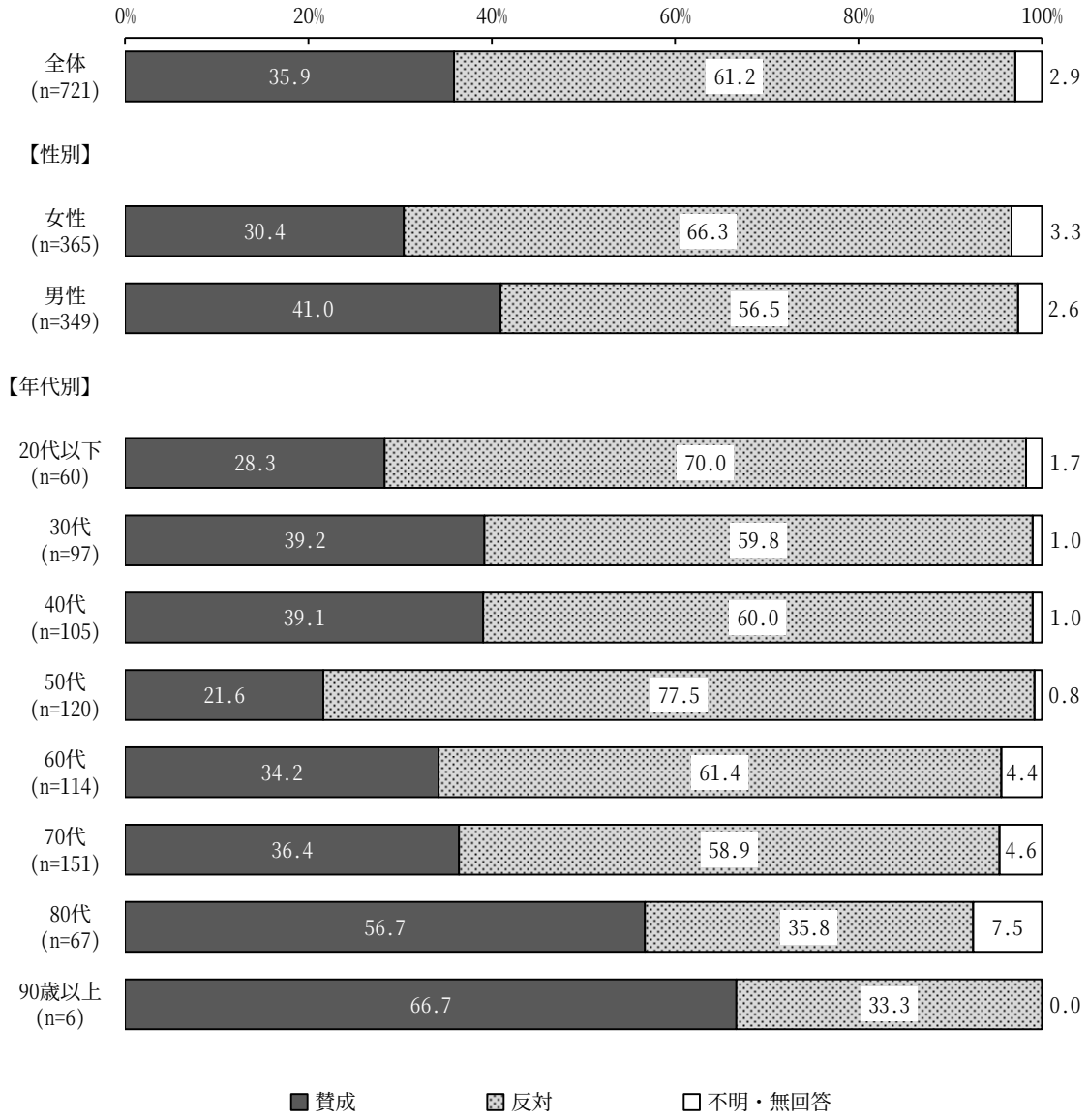

※【性別】カイ二乗検定の結果、１%水準で有意。

④　男女の役割分担意識の県・国比較

県調査と比較すると、市調査では、『賛成』が女性で1.0ポイント低く、男性で1.4ポイント高くなっています。また、国調査と比較すると、市調査では、『賛成』が女性で1.1ポイント、男性で3.5ポイント高くなっています。

■ 『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という考え方の県・国比較

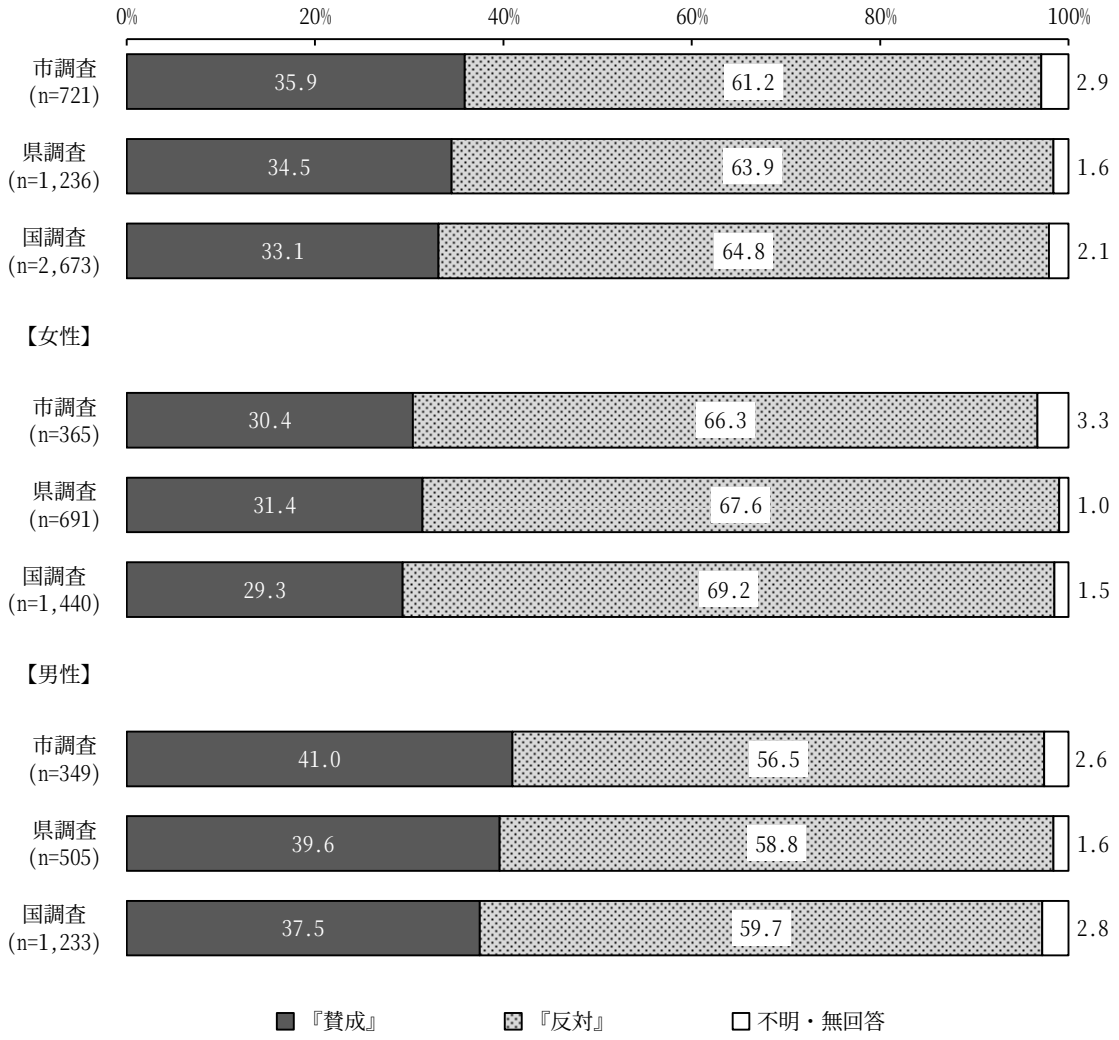

（2）家庭の中での男女共同参画について

①　家事分担について

結婚（事実婚含む）している人の家庭での家事分担は、全体で〈食事のしたく〉〈食事の後かたづけ・食器洗い〉〈掃除〉〈洗濯〉〈買い物〉〈家計の管理〉では「妻」が最も高く、次いで「夫婦」となっています。〈子育て（子どもの世話・しつけ・教育など）〉では「夫婦」が最も高く、次いで「妻」となっています。〈介護（介護の必要な親の世話・病人の介護など）〉では、「該当なし」が最も高く、次いで「夫婦」となっています。

■ 家庭での家事分担

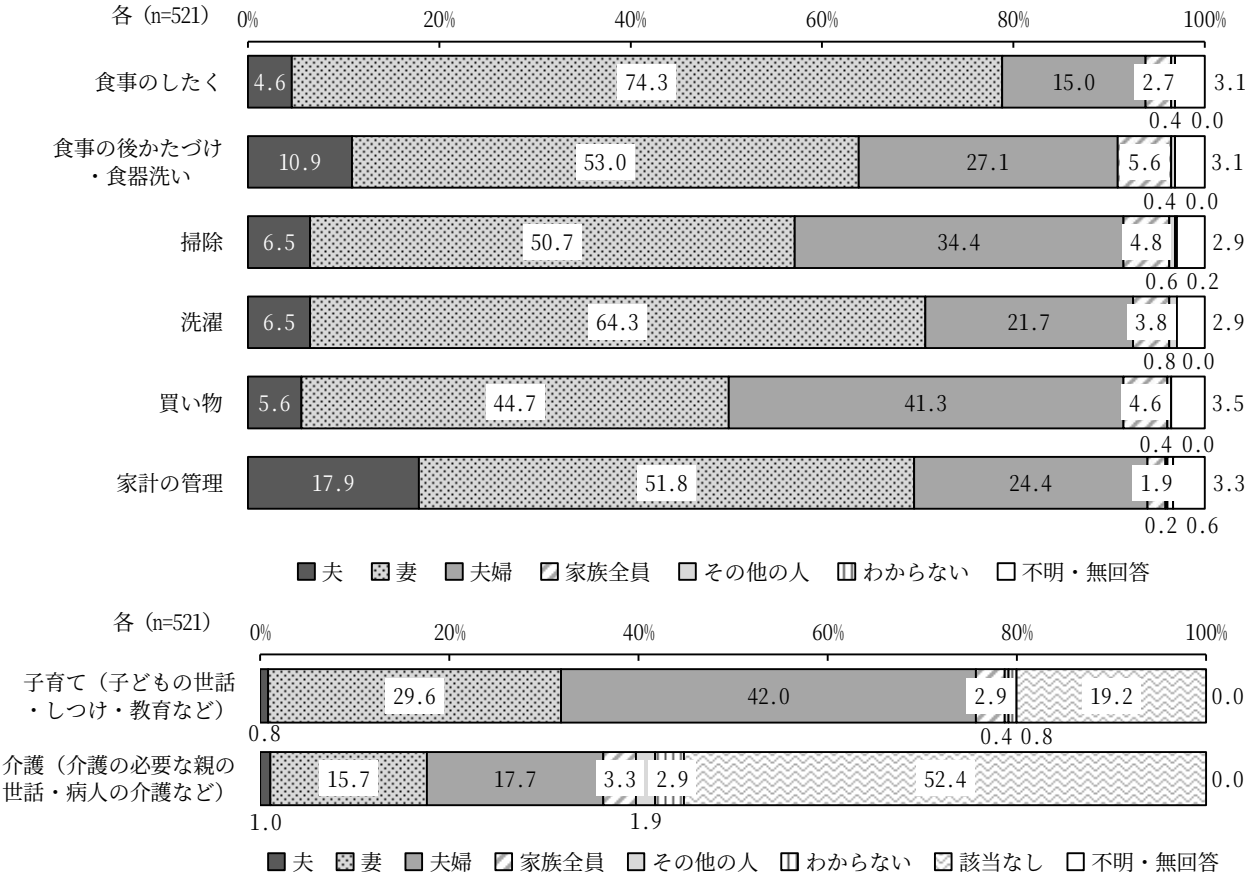

②　家事・育児・介護への男性の積極的な参加

結婚（事実婚含む）している人が、平日に家事・育児・介護などに携わる平均的な時間は、女性は共働きをしている人も共働きをしていない人も携わる時間に大きな差はなく、ともに「５時間以上」が２割台となっています。

一方、男性は「まったく関わっていない」が、共働きをしている人は8.8%である一方、共働きをしていない人は20.3%と11.5ポイント高くなっています。

■ 平日に家事・育児・介護などに携わる平均的な時間

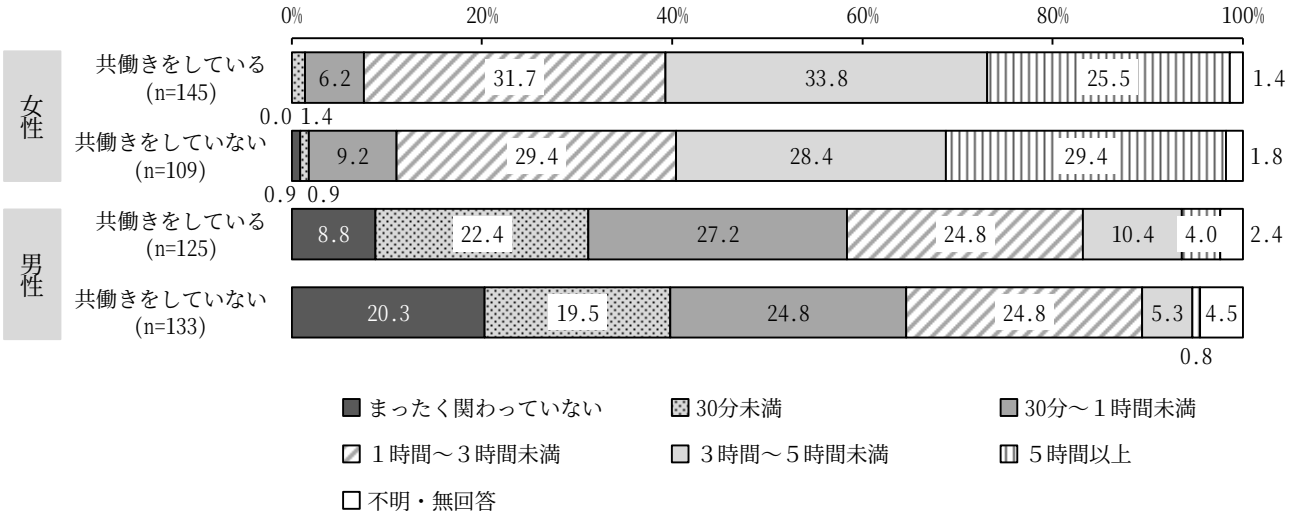

（3）地域や社会の中での男女共同参画について

①　地域活動での役割分担

地域活動での役割分担は、全体で〈集会などでのお茶くみ、調理〉〈ＰＴＡや保護者会の運営、取り仕切り〉で『女性中心』が高く、〈地域役員や催しものの企画、決定〉〈集会などの運営、取り仕切り〉〈祭りや葬儀の運営、取り仕切り〉〈会長などの役職〉で『男性中心』が高くなっています。

＊『女性中心』＝「主に女性が担当している」と「女性が多いが男性も分担している」を合わせた割合
『同程度』＝「女性と男性が同程度」の割合
『男性中心』＝「主に男性が担当している」と「男性が多いが女性も分担している」を合わせた割合

■ 地域活動での役割分担

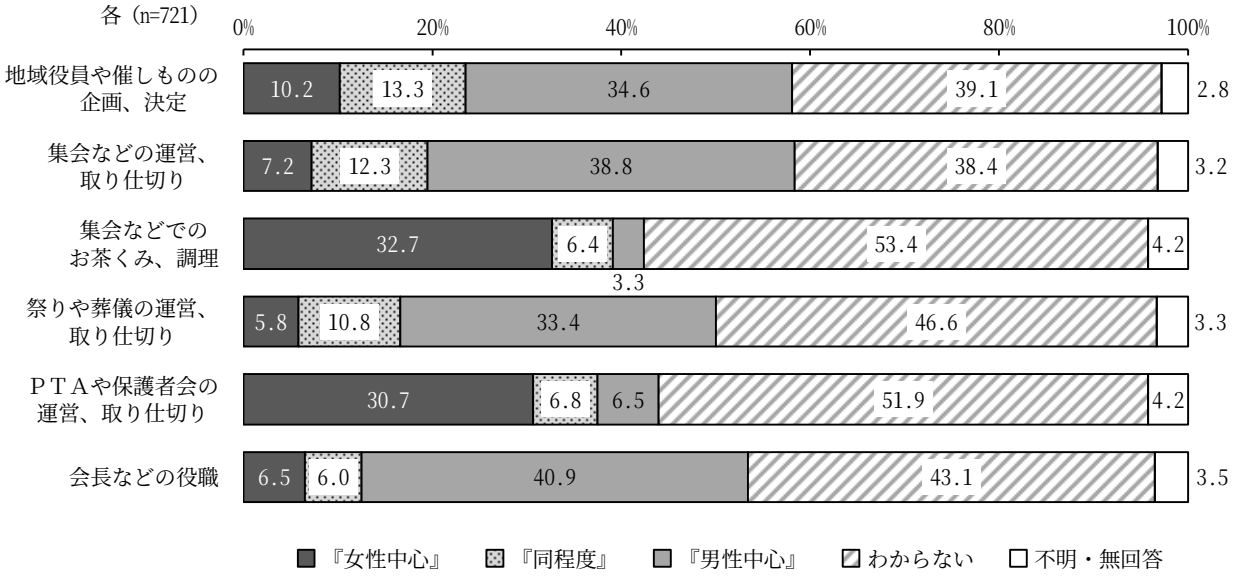

②　地域活動の中での男女の不平等

地域活動に参加している人が、地域活動の中で男女が不平等であると感じることは、全体で「仕事を持つ男性の地域活動への参画が少ない」が39.8%と最も高く、次いで「役職者には男性が就き、女性は補助的な役割であることが多い」が36.9%となっています。

性別でみると、女性で「女性のみがお茶くみや片づけなどの雑務をしている」が21.1%と、男性と比べて11.1ポイント高くなっています。

■ 地域活動の中で男女が不平等であると感じること

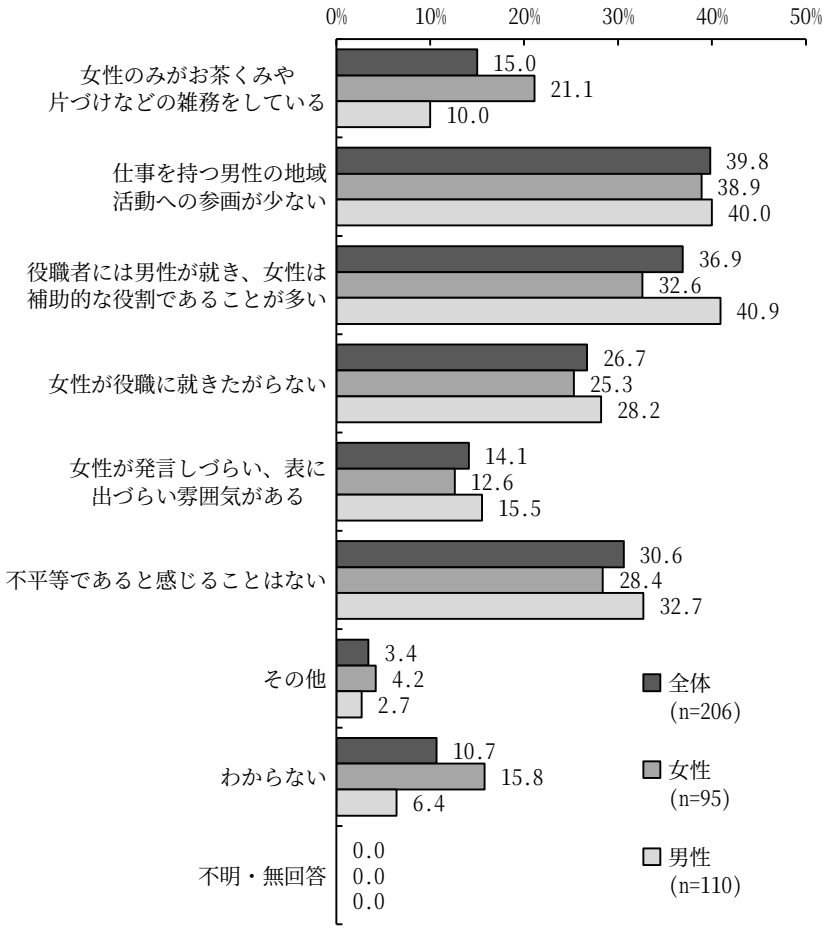

③　地域活動の中での男女不平等の経年比較

Ｒ３調査と比較すると、Ｒ８調査では、「仕事を持つ男性の地域活動への参画が少ない」が全体で7.6ポイント高くなっています。

■ 地域活動の中で男女が不平等であると感じることの経年比較

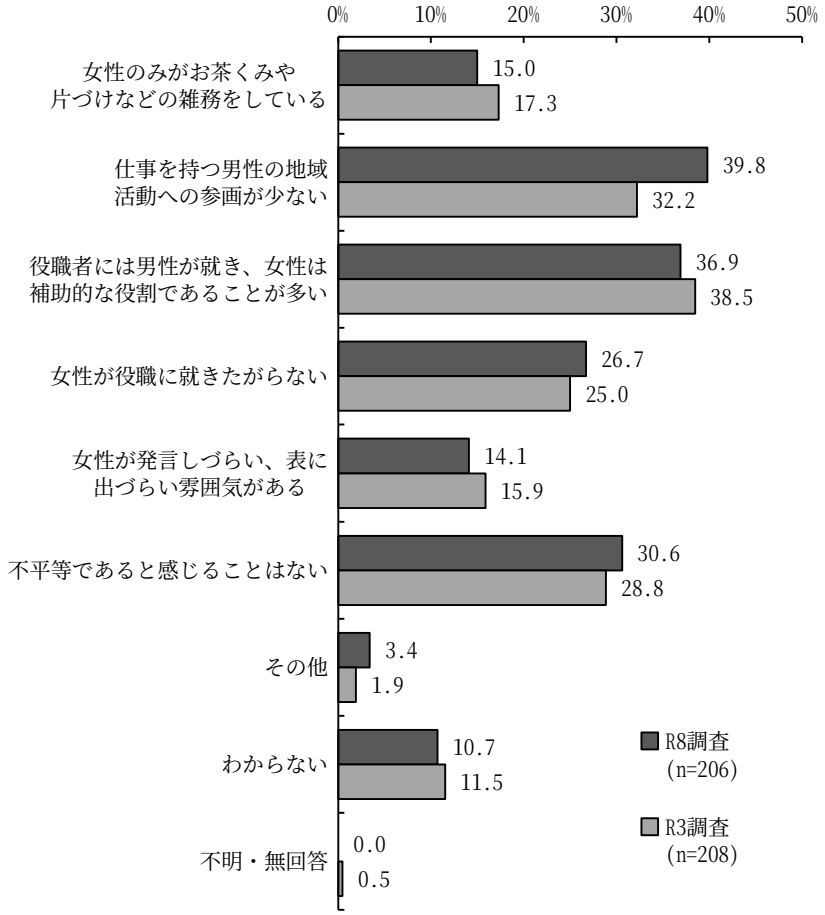

（4）仕事での男女共同参画について

①　女性が職業（仕事）をもつことについて

女性が職業（仕事）をもつことについてどう思うかは、全体で「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」が54.5%と最も高く、次いで「子どもができたらやめ、その後、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が14.7%となっています。

性別でみると、女性で「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」が57.0%と、男性と比べて4.6ポイント高くなっています。

年代別では、20代以下～70代で「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」が５割を超えて最も高く、次いで20代以下、30代、50代～70代では「子どもができたらやめ、その後、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」となっています。

■ 女性が職業（仕事）をもつことへの考え

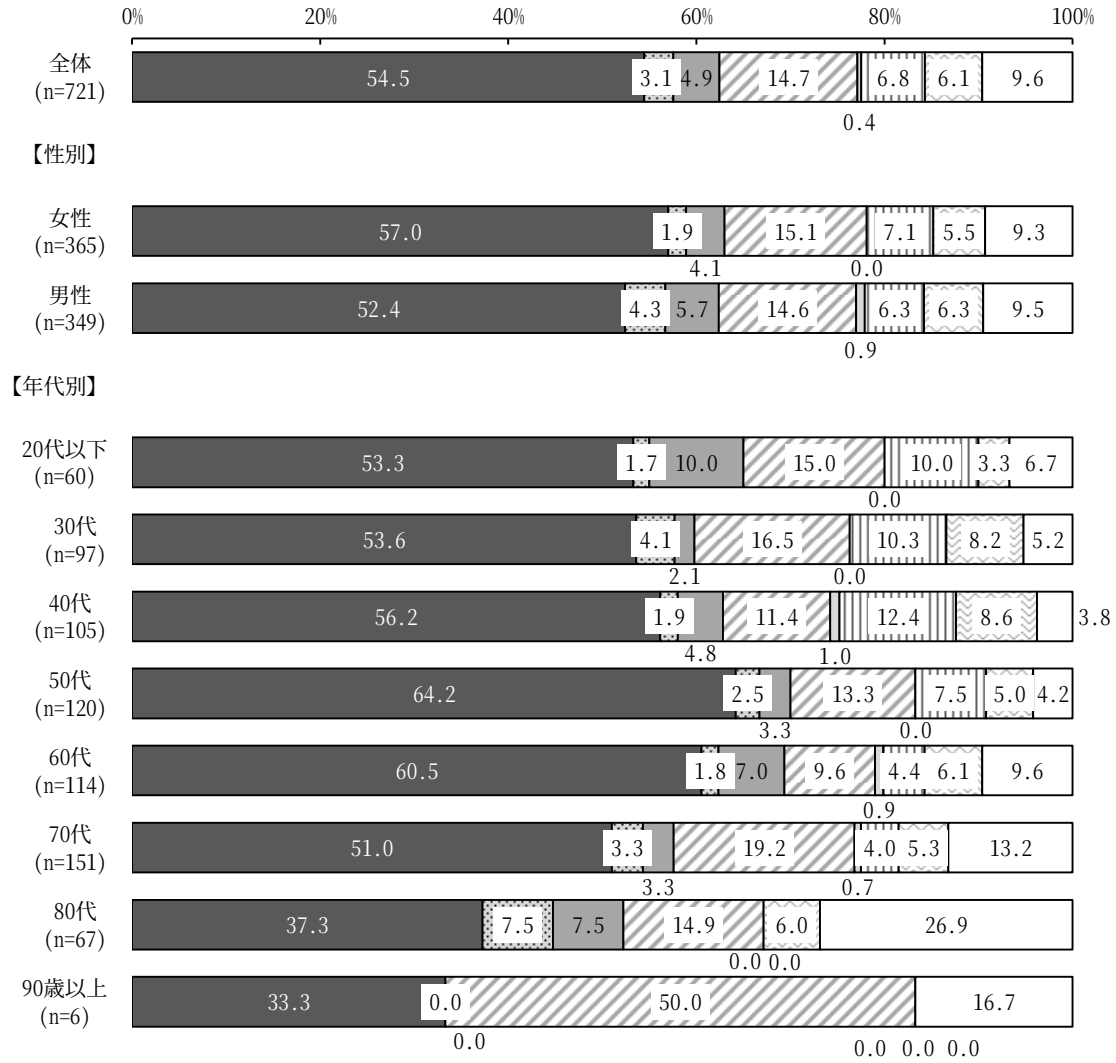

※【性別】カイ二乗検定の結果、非有意。

② 女性が職業（仕事）をもつことについての経年比較

Ｒ３調査と比較すると、Ｒ８調査では、女性、男性ともに「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」が高くなっています。

「子どもができたらやめ、その後、子どもが大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が全体で8.7ポイント、女性で8.6ポイント、男性で8.3ポイント低くなっています。

■ 女性が職業（仕事）をもつことへの考えの経年比較

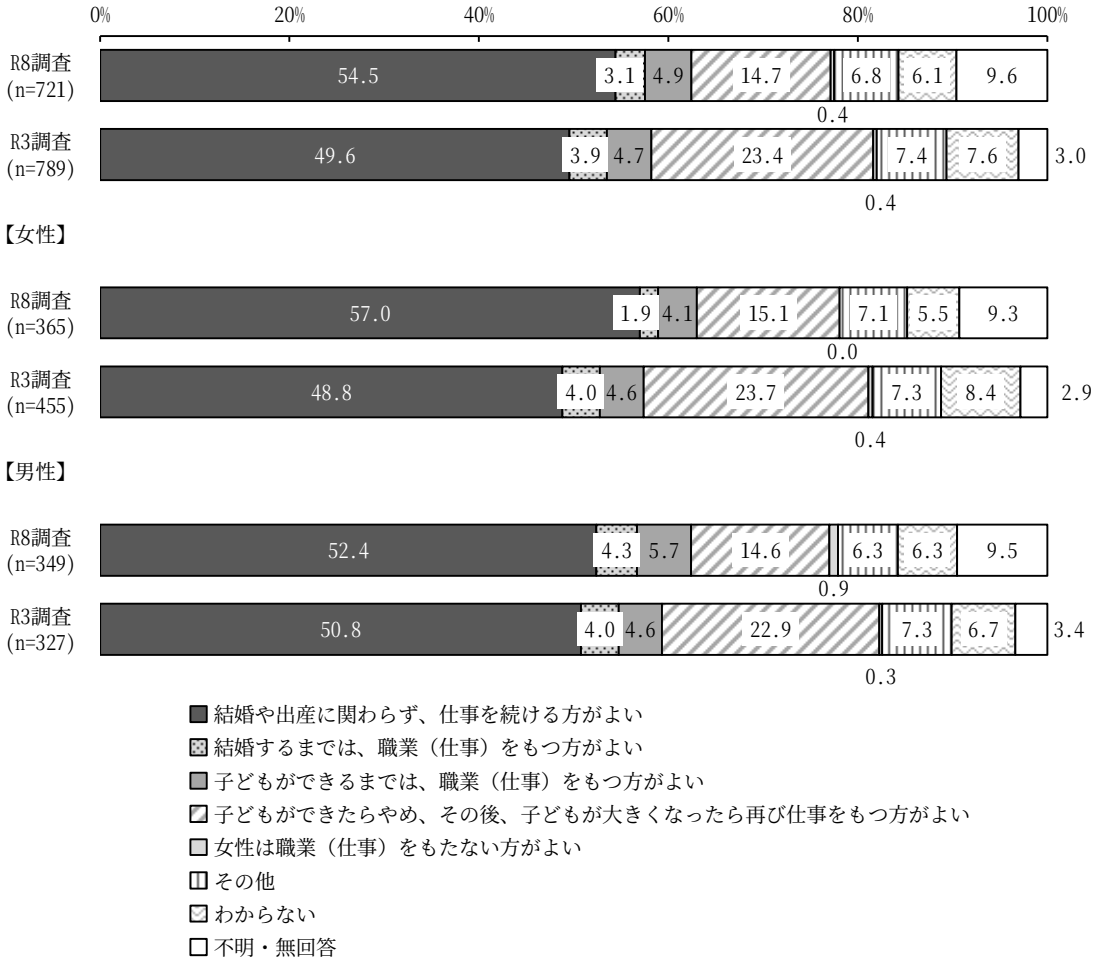

③　女性が働き続けるために必要なこと

女性が働き続けるために必要なことは、全体で「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が71.6%と最も高く、次いで「家事・育児支援サービスの充実」が52.7%となっています。

性別でみると、女性で「短時間勤務制度や在宅勤務制度などの導入」「女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革」「職場における育児・介護の両立支援制度の充実」が、男性と比べてそれぞれ10ポイント以上高くなっています。

■ 女性が働き続けるために必要なこと

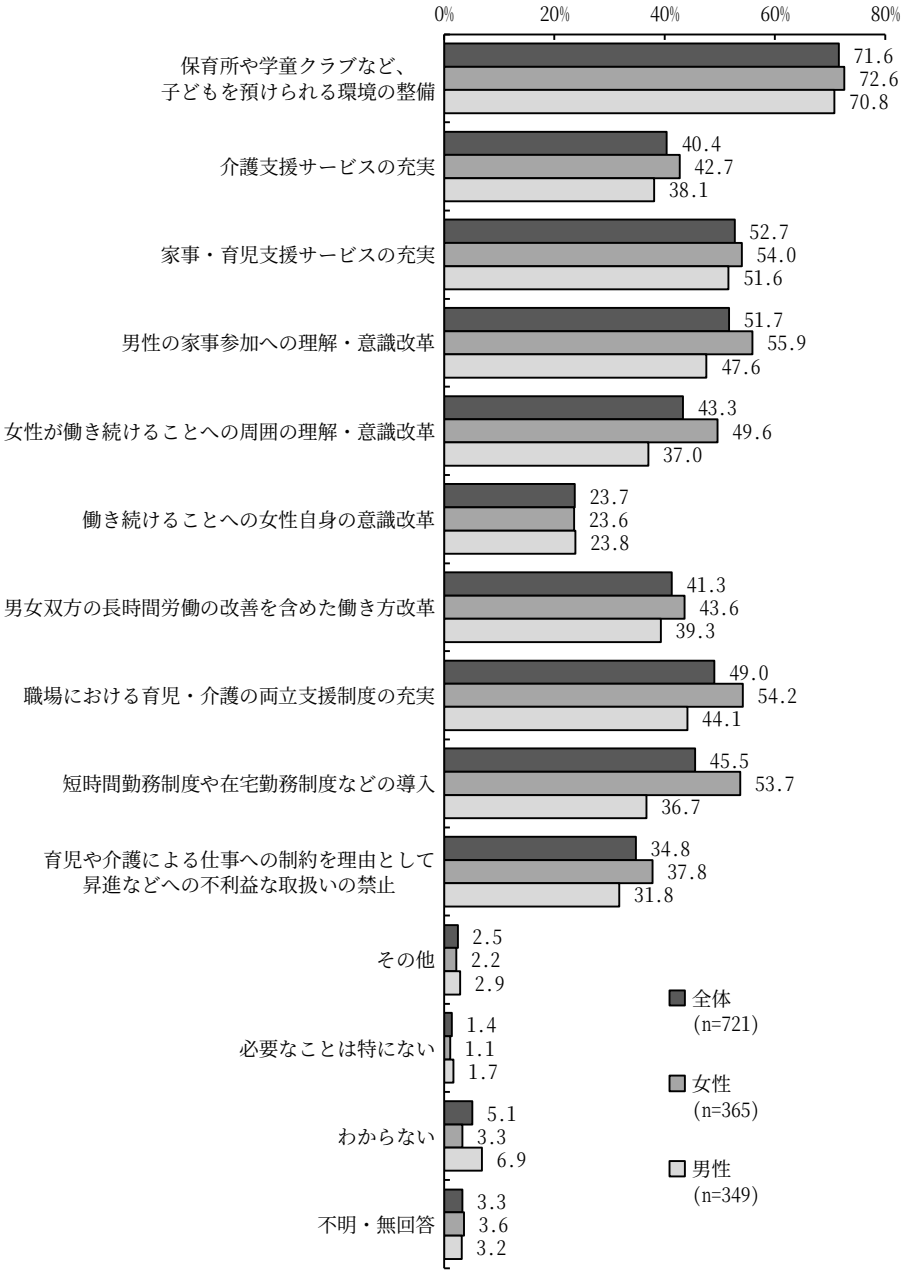

（5）DV（ドメスティック・バイオレンス）について

①　DV被害の経験

DV被害の経験は「ある」が全体で8.6%、女性で12.6%、男性で4.3%となっています。

■ DV被害の経験の有無

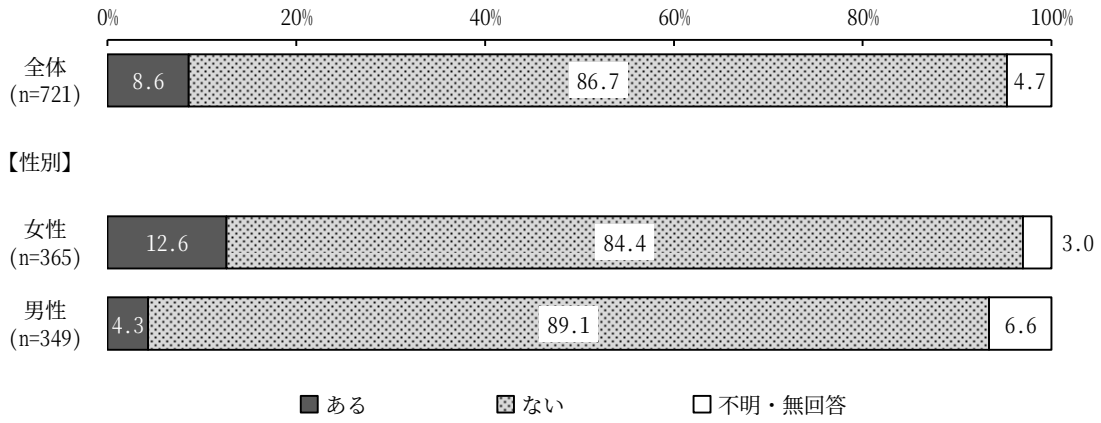

※【性別】カイ二乗検定の結果、５%水準で有意。

②　DV被害についての相談

DV被害をうけた場合に誰かに打ち明けたり、相談したりしたかについて、「誰にも相談しなかった」は46.8%となっています。

また、DVの相談窓口の認知度は、全体で「知っている」が55.5%、「知らない」が38.3%となっています。

■ DV被害についての相談

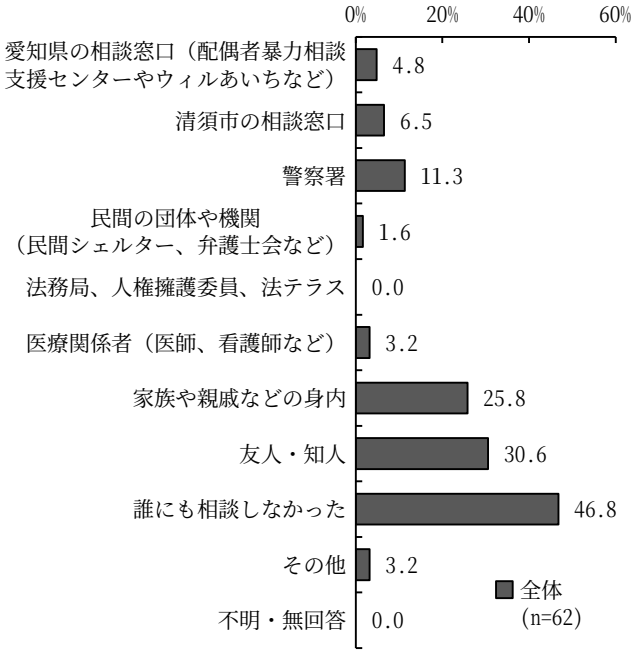

■ DVの相談窓口の認知度

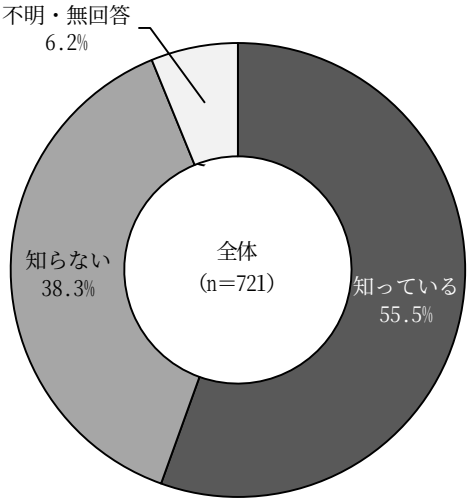

（6）ハラスメントについて

①　ハラスメントの経験

この３年間にハラスメントと思う行為を受けた経験があるかは、「受けたことがある」が全体で19.0%、女性で21.4%、男性で16.0%となっています。

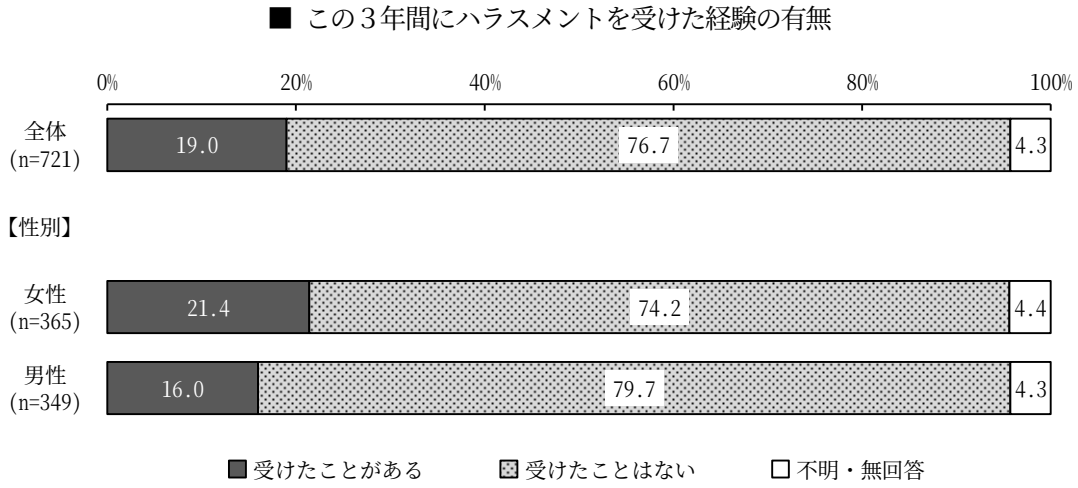

※【性別】カイ二乗検定の結果、非有意。

② 受けたことがあるハラスメント

全体で「パワー・ハラスメント（権力や立場を利用した嫌がらせ）」が64.2%と最も高く、次いで「モラル・ハラスメント（言葉や態度などにより人の心を傷つける精神的な嫌がらせ）」が62.0%となっています。

性別でみると、女性で「モラル・ハラスメント（言葉や態度などにより人の心を傷つける精神的な嫌がらせ）」が74.4%と、男性と比べて28.0ポイント高く、「セクシュアル・ハラスメント（性的な言動による嫌がらせ）」が21.8%と男性と比べて12.9ポイント高くなっています。一方、男性で「パワー・ハラスメント（権力や立場を利用した嫌がらせ）」が75.0%と、女性と比べて19.9ポイント高くなっています。

■ 受けたことがあるハラスメント

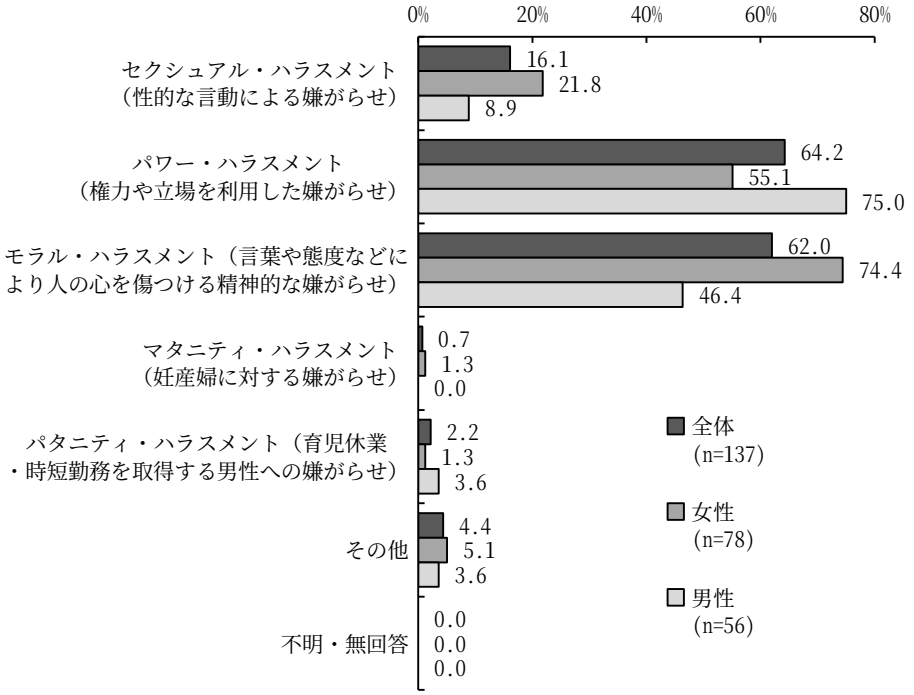

（７）性の多様性について

①　ＳＯＧＩＥとＬＧＢＴＱの認知度

ＳＯＧＩＥの認知度は、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」が10.3%、「言葉の意味を知っている」が6.7%、「知らない」が80.6%となっています。

また、ＬＧＢＴＱの認知度は、全体で「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」が18.6%、「言葉の意味を知っている」が47.6%、「知らない」が30.9%となっています。

■ ＳＯＧＩＥの認知度

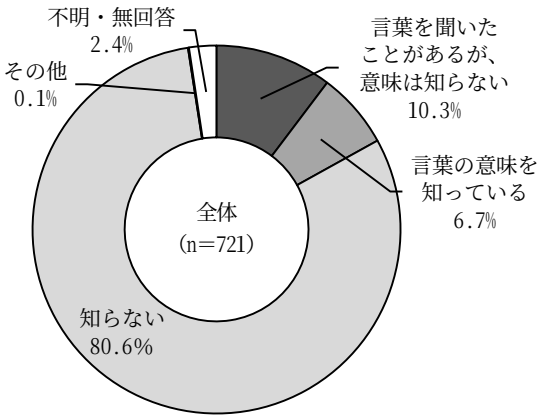

■ ＬＧＢＴＱの認知度

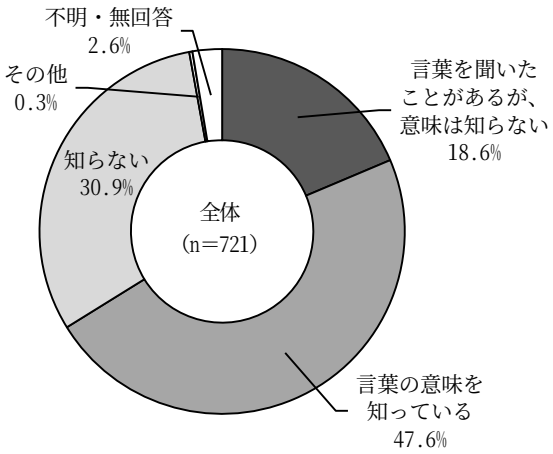

（８）男女共同参画の推進について

①　男女共同参画の進展

この10年間の家庭、職場、地域それぞれの場における男女共同参画の進展状況は、『進展したと思う』が〈家庭〉〈職場〉で４割台となっている一方で、〈地域〉では27.2%と低くなっています。

＊『進んだと思う』　　＝「進んだと思う」と「やや進んだと思う」を合わせた割合
『進んだと思わない』＝「進んだと思わない」と「あまり進んだと思わない」を合わせた割合

■ 男女共同参画の進展

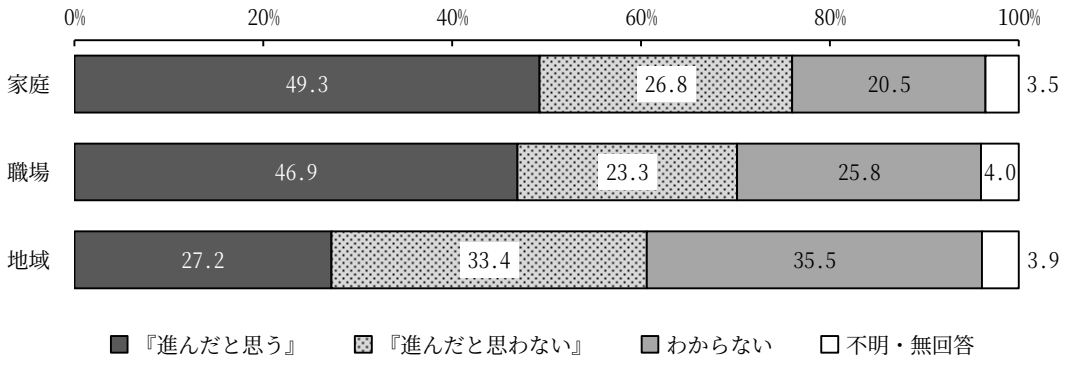

3　現行計画の成果目標及び活動目標の達成状況と評価

第２次プランでは、本市における男女共同参画を効果的に推進していくために、計画の達成状況や主な取り組みの進捗状況を的確かつ客観的に判断できるよう、数値による進捗管理を行っています。

第２次プランでは、基本目標ごとに「成果指標」と「活動指標」を設定し、施策の成果目標として定期的に把握・評価をすることで、施策の推進における課題を明確化し、その後のより効果的な推進につなげます。

第２次プラン策定時に設定した目標値の達成状況は以下のとおりです。これらの結果から課題を把握したうえで、第４章にて第２次プランの見直しにおける目標値を設定します。

【評価基準】
Ａ：目標を達成
Ｂ：目標を達成していないが、改善傾向
Ｃ：現状維持
Ｄ：停滞

指標	実績値		目標値	評価
	2020（令和２）年度	2025（令和７）年度	2026（令和８）年度	
基本目標１　人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり				
社会全体での男女の平等感	13.2%※1	19.1%※3	20.0%	B
街頭人権啓発活動回数	中止	２回／年	４回／年	B
広報車による市内啓発広報活動回数	中止	０回	１回／年	D
人権よろず相談実施回数	４回／年	４回／年	６回／年	C
市内商業施設にて人権擁護委員の日啓発	中止	１回／年	１回／年	A
基本目標２　政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大				
審議会等における女性の割合	34.6%	41.7%	40.0%	A
農業委員のうちの女性数	０人	０人	１人	D
愛知県自治研修所や市町村アカデミー（ＪＡＭＰ）の主催する女性向け研修会への参加促進	０人	０人	１人	D
基本目標３　家庭や地域社会における男女共同参画の拡大				
家庭における平等感	35.7%※1	36.5%※3	40.0%	B
地域活動の場における平等感	32.7%※1	38.4%※3	40.0%	B
男性を主にした食生活に関する教室	２回	２回	２回	A
ブロック自主防災組織の規約の策定率	94.7%	100.0%	100.0%	A
食生活改善推進員数（男性会員数）	40人（うち７人）	34人（うち４人）	51人（うち８人）	D
基本目標４　男女がともに働きやすい就業環境の実現				
男性の育児休業取得率	4.3%※1	12.6%※3	19.0%	B
ファミリー・フレンドリー企業登録企業数	７か所	11か所	10か所	A
ワーク・ライフ・バランスについての啓発の実施	１回	０回	５回	D
保育所の入所定員	1,780人	1,420人	1,850人	D

指標		実績値 2020（令和２）年度	実績値 2025（令和７）年度	目標値 2026（令和８）年度	評価
基本目標５　福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり					
乳がん検診受診率		14.5%	11.3%	50.0%	D
子宮頸がん検診受診率		16.6%	11.9%	50.0%	D
自殺者の減少（人口10万人対)		20.2	14.5	14.1以下	B
子育ての相談ができる人がいる割合		97.5%	97.2%	増加	D
女性がん検診に関する情報提供	広報	４回	６回	４回	A
	出前講座	２回	５回	５回	A
ゲートキーパー養成講座等への参加者数		延べ238人※2	令和５年度 511人	令和５年度 472人	A
パパママ教室の参加者数（男性参加者）		192人 （うち83人）	235人 （うち116人）	増加	A
基本目標６　あらゆる暴力の根絶					
ＤＶの意味を知っている人の割合		87.3%※1	87.1%※3	100.0%	D
ＤＶに関する相談窓口を知っている人の割合		53.4%※1	55.5%※3	80.0%	B
ＤＶ防止に関する情報提供・媒体数		36媒体	46媒体	46媒体	A

※表内「※１」の実績値は2021（令和３）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果の数値です。
※表内「※２」の実績値は2014（平成26）年度から2020（令和２）年度の延べ実績値です。
※表内「※３」の実績値は2026（令和８）年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査結果の数値です。

4　課題のまとめ

第２次プランでは、６つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現をめざし、さまざまな施策を実施してきました。ここでは、第２次プラン見直しに向けた課題の整理を行います。

課題１　男女共同参画意識の醸成

本市では、男女共同参画の意識の醸成を目的として、“清須市男女共同参画推進懇話会”を中心に、市民や市民団体との協働による企画運営で、年１回の講演会を開催しています。

また、子どもの頃からの男女共同参画意識の向上を図るため、学校での講座なども実施しています。さらに、各校の校長講話の中で、人権尊重に関する啓発活動も継続して実施しています。

市民意識調査の結果では、分野別の男女の平等感をＲ３調査と比較すると、すべての分野において「平等である」が高くなっているとともに、男性が優遇されていると感じている人が少なくなっています。一方で、〈政治の場〉〈社会通念・習慣・しきたりなど〉〈社会全体として〉では、未だ７割の人が男性が優遇されていると感じています。

市民の意識変化がある一方で、政治の場、社会通念・慣習・しきたりなどの場面においては、固定的な意識が根強く残っていることがうかがえるとともに、地域の仕組み、ルールなどの変化が人々の意識の変化に追いついていないために、不平等をより感じている可能性も示唆されます。

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識以外にも、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消も含めて、広報・啓発を進めていく必要があります。加えて、地域や企業などが既存の仕組みやルールを変えていけるよう、男女共同参画について広く周知するなど、市民や企業など地域のさまざまな主体が、男女共同参画に関する取り組みを積極的に実施できるよう働きかける必要があります。

課題２　政策・方針決定過程における女性の参画促進

本市の審議会等における女性委員の割合は、2026（令和８）年４月１日時点では41.7%と目標の40.0%を達成し、着実に進んでいます。しかし、分野によっては女性委員がいないという現状もあるため、市全体で、政策・方針決定過程への女性の参画をより一層推進するための機運づくり、支援体制の整備等が必要です。

また、市議会における女性議員の割合も低いことから、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（2021（令和３）年一部改正）の趣旨を踏まえた働きかけも必要です。

課題３　家庭や地域社会における男女平等の推進

本市では、家庭における男女共同参画のために、体験・参加型の「パパママ教室」をはじめ、各種講演会や講座を通じて市民に広く啓発活動を行っています。

市民意識調査の結果では、家庭生活における男女の地位の平等感は、Ｒ３調査よりやや改善がみられるものの、平等感が大きく高まっているとは言えません。さらに、共働き家庭における家事・育児・介護などに携わる平均的な時間をみると、「５時間以上」は女性が25.5%であるのに対し、男性は4.0%で、半数以上が「１時間未満」となっています。家庭的責任が依然として女性に偏っている現状がうかがえます。

特に子育て世代においては共働き・共育ての実現が重要であり、より一層、家庭的責任を男女で分かち合い、仕事と育児や介護が両立できるように各種支援サービスの充実を図るなど、環境の整備が重要

となります。

課題４　女性の社会進出の促進

本市では、雇用の分野における男女平等をめざし、ファミリー・フレンドリー企業の登録の促進や多様な働き方に関する情報提供・意識啓発の推進を図っています。

市民意識調査の結果では、女性が職業をもつことについて、「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける方がよい」と考える中断なし就業支持が、Ｒ３調査より増えています。また、女性が働き続けるために、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」が求められています。

女性が離職せずに働き続けることができるよう、環境の整備を図るとともに、「女性活躍推進法」の内容も踏まえた、就業の場における女性の活躍をより一層促進していく必要があります。

課題５　健康生活の推進

男女共同参画社会の実現のためには、性別にかかわりなく、すべての人が互いに身体的・精神的・社会的な多様性を理解し合い、生涯を通じて健康的な生活を送ることが前提といえます。

特に女性は、妊娠や出産を経験する可能性があり、各年代での身体的な変化が多いことから、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。そのため、本市では、市民女性がん検診の機会を活用し、女性における病気の予防や健康に関する知識の啓発を行っています。

しかし、成果目標の評価では、2025（令和７）年12月末日の乳がん検診受診率及び子宮頸がん検診受診率は、2020（令和２）年12月末日と比べ低下しており、評価としては「停滞」となっています。

また、性と生命に関する科学的な知識の普及や性感染症の予防の啓発のため、中学生を対象に思春期教室を行っています。しかし、女性自身が主体的に自分の健康を確保していくための「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の社会全体への理解の浸透には、まだ課題が残っています。

女性をはじめ、すべての人が自身の健康状態に関心を持ち、主体的に健康を維持していけるよう、各年代に応じた性教育や病気の予防、健康に関する知識の普及を促進する必要があります。また、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」は性の多様性に関する課題とも密接に関係しています。

市民意識調査の結果では、ＬＧＢＴＱについて「知らない」人が約３割に留まり、比較的言葉が浸透してきているものの、ＳＯＧＩＥについては約８割の人が「知らない」状況となっています。

性的指向や性自認について広報・啓発活動を実施し、広く市民に周知するとともに、学校や企業などに対しても、積極的な取り組みを実施するよう働きかけるなど、性の多様性に関する理解の増進に努める必要があります。

また、女性支援新法（2022（令和４）年成立）が制定され、複合的な困難を抱える女性を支援していく体制を整備する必要があります。

課題６　あらゆる暴力の根絶

本市では、配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、虐待など、あらゆる暴力の防止に向けて、啓発事業と合わせ、暴力が起こった際の被害者支援やサポートを各種関係機関と連携して行っています。

市民意識調査の結果では、ＤＶの被害者は１割未満となっているものの、ＤＶの被害経験者のうち、

「相談していない」と回答した人が４割台となっており、表面化している以上に潜在的な被害が多いことが予想されます。また、ＤＶの相談窓口の認知度も５割に留まっています。

さらに、この３年間にハラスメントと思う行為を受けたことがある人は約２割で、女性の方が男性よりやや高い割合となっているものの、男性も一定数存在します。特に女性は「モラル・ハラスメント」、男性は「パワー・ハラスメント」を受けた割合が最も高く、男女間で受けたハラスメントに違いがあります。

暴力は潜在化しやすい問題ですが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、子どもが見ている前での夫婦間の暴力は子どもへの心理的虐待にもあたります。

被害の当事者だけでなく、ＤＶやハラスメント、虐待などの発見時の通報義務等も含め、広く市民や企業に知識を普及していく必要があります。

第3章

プランの基本的な考え方

1　プランの基本理念

男女共同参画社会は、男女が、お互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

この男女共同参画社会の実現を図るためには、家庭、地域、職場などあらゆる分野において男女がお互いに理解し、個人としての個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが必要です。

第２次プランでは、引き続き「みんなが認め合う　男女共同参画社会をめざして」を基本理念として掲げて取り組みを進めていきます。

みんなが認め合う
男女共同参画社会をめざして

２　プランの基本目標

基本目標１　人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

男女共同参画社会の認識を市民へ浸透するとともに、固定的性別役割分担意識の解消やジェンダー（社会的・文化的性別）への気づきを促し、ジェンダーの視点に立った行動を定着させるため、情報提供や学習の機会の拡充を図ります。

基本目標２　政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

あらゆる分野において、多様な価値観や新しい発想が取り入れられるよう、これまでの男性中心になりがちであった政策・方針決定過程において男女共同参画を推進し、男性も女性も積極的に取り組める環境整備を行います。

基本目標３　家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

家庭や地域社会において、男女が一緒に身近な課題について考え、行動できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

基本目標４　男女がともに働きやすい就業環境の実現

男女がともに、仕事と家庭・地域生活とのバランスを自らが望むかたちでとれることが重要です。このため、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、多様な働き方の推進や仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、職業能力の開発や再就職支援など、男女が生き生きと働ける環境づくりを進めます。

基本目標５　福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり

身体的性差によって生じるさまざまな心身の問題に対し、男女が互いの身体的性差を理解し、生涯を通じて健康的な生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供や暮らしの支援を充実し、生涯にわたり安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本目標６　あらゆる暴力の根絶

本市におけるＤＶ防止基本計画として位置づけ、ＤＶなどあらゆる暴力の根絶、被害者支援、自立支援等の総合的な対策を進めます。また、児童虐待防止対策も含め、関係機関との連携を強化します。

3　施策の体系

基本理念

みんなが認め合う　男女共同参画社会をめざして

基本目標	施策	
1 人権の尊重と男女 共同参画社会に 向けての意識づくり	1　人権の尊重 2　男女共同参画意識を高める啓発活動の充実 3　男女共同参画を推進する教育・学習の充実	
2 政策・方針決定 過程への男女 共同参画の拡大	1　市におけるポジティブ・アクションの推進 2　女性のエンパワーメントへの支援	清須市女性活躍推進計画
3 家庭や地域社会に おける男女 共同参画の拡大	1　家庭や地域における男女共同参画の促進 2　防災分野における男女共同参画の促進	清須市女性活躍推進計画
4 男女がともに 働きやすい 就業環境の実現	1　仕事と生活の調和 （ワーク・ライフ・バランス）の推進 2　雇用の分野における男女平等の推進 3　女性のリカレント教育の推進	清須市女性活躍推進計画
5 福祉の拡充と 生涯にわたる 充実した暮らしづくり	1　安心して生活できる福祉サービスの充実 2　生涯を通じた健康づくりへの支援	清須市困難な問題を抱える女性支援基本計画
6 あらゆる暴力の 根絶	1　ＤＶの防止に向けた情報提供や啓発 2　相談・連携体制の整備・充実 3　被害者に対する支援の推進	清須市ＤＶ防止計画

第４章

施策の展開

基本目標１　人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識づくり

基本目標２　政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

基本目標３　家庭や地域社会における男女共同参画の拡大

基本目標４　男女がともに働きやすい就業環境の実現

基本目標５　福祉の拡充と生涯にわたる充実した暮らしづくり

基本目標６　あらゆる暴力の根絶

第５章

プランの推進体制

１　連携・協働によるプランの推進

２　プランの進捗管理

資料編